

大東市 マニフェストロードマップ(素案)

はじめに

平成24年4月の市長選挙に際し、私が市民の皆様とお約束しました“あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり”は、8つのまちづくりの柱からなるマニフェストです。

この『マニフェストロードマップ』は、そのお約束を果たすために、平成27年度までに市の各部等が取り組むべき事業や制度をお示しし、実行あるものとして着実に取り組んでいくための工程表（実行計画）を明らかにしたものです。

平成25年1月にロードマップ第1版を策定し、事業を進めておりましたが、その後の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえた見直しを行い、この度第2版を策定しました。

今後も、市の各部各課等が全力を注いで、ロードマップの実現に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

大東市長 東坂 浩一

1. めざす姿

「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」

本市に住まう人、通勤や通学で本市に通っている人、本市をふるさとに持つ人、すべての人が穏やかで優しい気持ちで自然に湧きあがってくるような大東市。そんなまちをめざします。

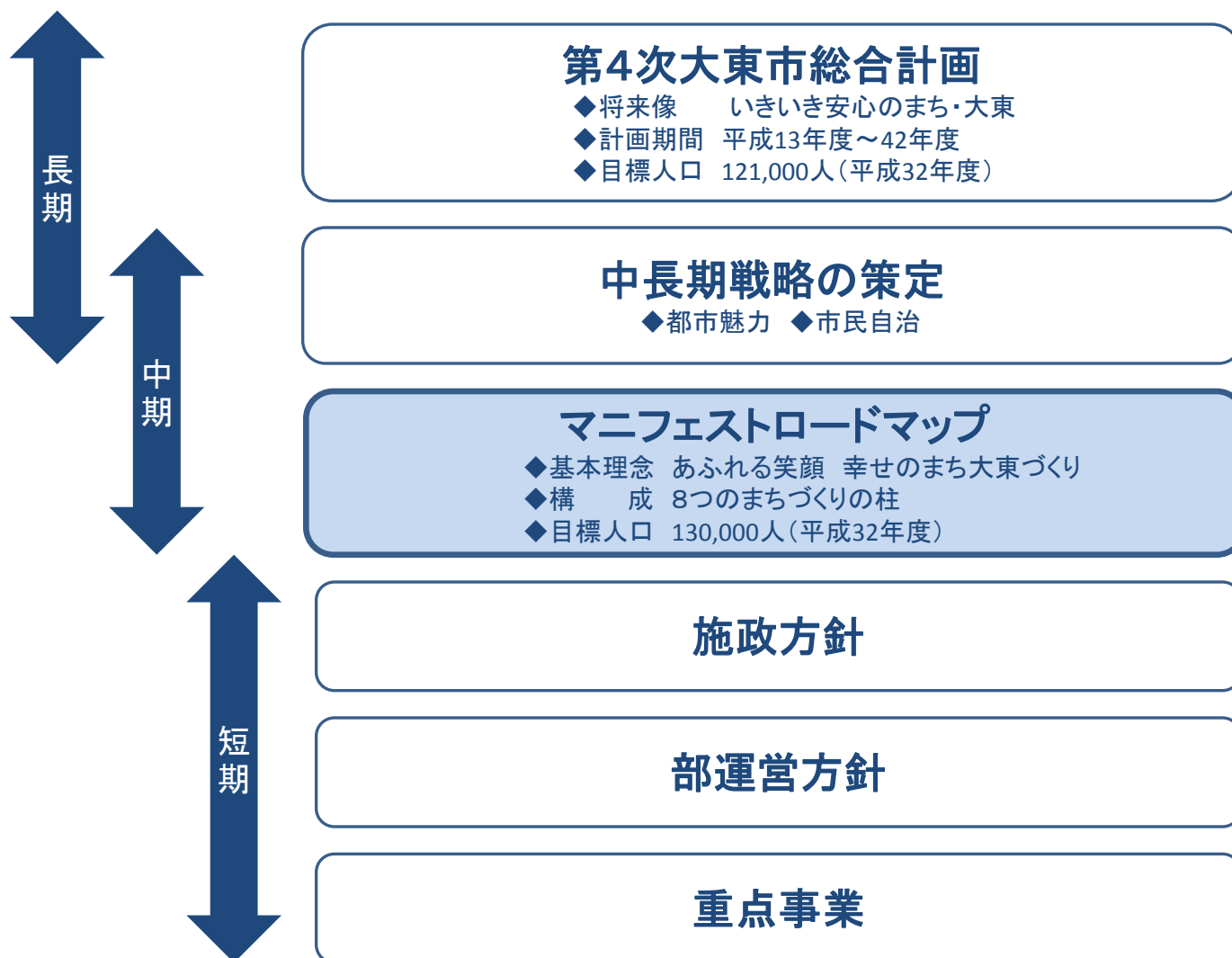
- ・誰もがいつまでも住んでいたいと思えるまち
- ・高齢者が生きがいを持ち、若者が夢を抱けるまち
- ・子育て世代が安心して働き、子どもがのびのびと育つまち
- ・市民と行政が身近に感じあえるまち

2. めざす人口

第4次大東市総合計画で掲げる平成32年度の目標人口は12万1千人となっています。この数字は、人口減少の潮流の中で都市の魅力を高めるまちづくりに総合的に取り組むことで、人口減少をできる限り緩やかにしていくことを企図したものです。

一方、マニフェストロードマップでは、これまでの都市形成の経緯と今日の内外環境の激しい変化の中、市民も行政も既存の考え方や姿勢を一旦見直し、気持ちと発想を新たに“あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり”に向かってまちづくりに邁進していく目標として、**人口13万人（平成32年度）**を掲げます。

3. マニフェスト実現に向けた政策体系

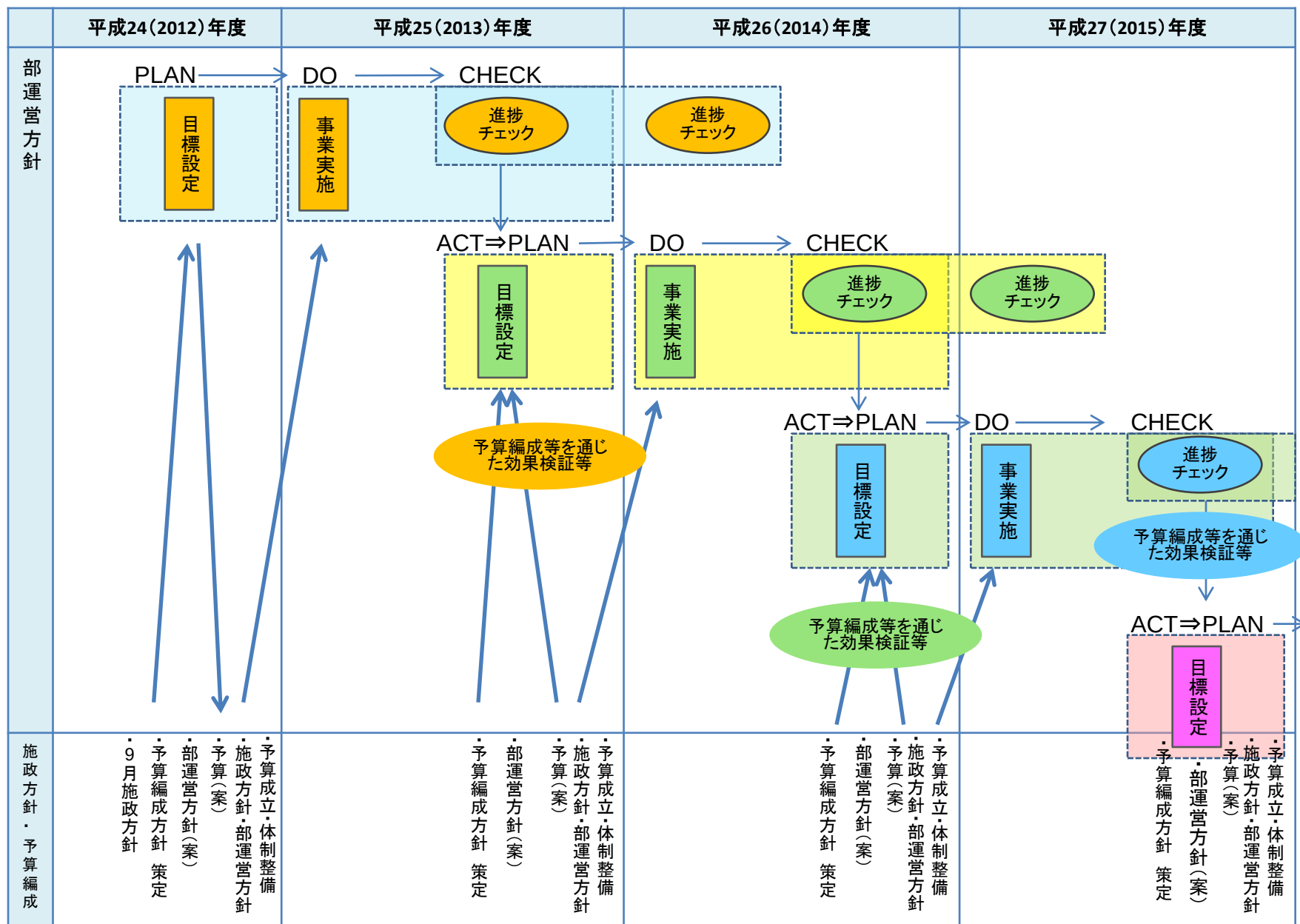


4. マニフェストの概要

◆. 歳入の確保

- | | |
|---------------------------|---|
| 1. 地域を支えるまちづくり..... | 1-1. 全世代地域市民会議の創設 |
| 2. 子育て安心のまちづくり..... | 2-1 保育所のあり方
2-2. 子育て支援ネットワークの創設
2-3. 子ども発達支援センターの建替え |
| 3. 安心して教育が受けられるまちづくり..... | 3-1. 中学校の完全給食導入
3-2. 教育目標の設定
3-3. 学力向上施策の実施
3-4. 公開研修授業の実施
3-5.. パートナー校の設定 |
| 4. 災害に強いまちづくり..... | 4-1. 危機管理本部の確立 |
| 5. 行政が市民と歩むまちづくり..... | 5-1. 職員の自覚と責任
5-2. コンシェルジュとワンストップサービス
5-3. 行政の透明化
5-4. 大阪府・大阪市や近隣市との連携
5-5. 財政の健全化 |
| 6. まちのビジョンづくり..... | 6-1. JR3駅及びその周辺整備
6-2. 地域の特性を活かす
6-3. 法定計画等、第三者委員会による見直し
6-4. ひとに優しいまちづくり
6-5. 産学との連携
6-6. 新田清掃センター・統合小学校跡地等の再利用 |
| 7. 高齢者・障害者が安心できるまちづくり... | 7-1. デイワークサービスの創設
7-2. 高齢者の孤立を防ぐ(孤独死ゼロ作戦)
7-3. 障害者の就業と住まいの場の確保 |
| 8. 医療に安心のまちづくり..... | 8-1. 地域医療との連携 |

5. 市政運営のPDCAサイクル(イメージ)



6. ロードマップ(第2版)について

①作成の視点

- ・このロードマップ(第2版)は、マニフェストに照らし合わせ、その実現に向け、マニフェスト(第1版)の取組状況、今後の取組予定、各政策・施策を着実に実行するための手順、手法やスケジュールを示した「工程表」です。
- ・できるだけ分かりやすく示すことをねらいとして、数字や記号などを用いて記載しています。

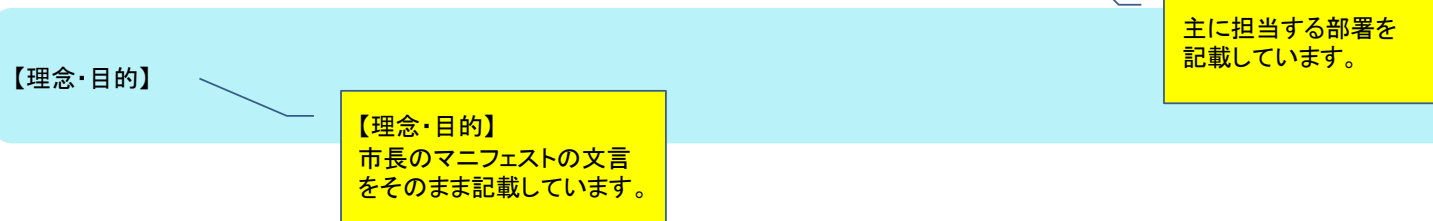
②推進にあたって

- ・ロードマップの推進にあたり、常にその進捗状況の把握や評価・検証を行うとともに、社会経済情勢の変化や制度の変革、取組の効果や進捗などに合わせ、柔軟に見直しを図ります。

③工程表の見方

○-○ ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

□□□部 記載内容の説明



目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期

【行動計画】
目標に基づいた具体的な取組(施策レベル)を記載しています。

【進捗状況】
策定時点での進捗状況を記載しています。

【今後の取組予定】
進捗状況を踏まえて、今後の取組予定を記載しています。

【目標】
理念・目的に基づいた目標を記載しています。

【具体的スケジュール】
平成26年度・27年度で取り組む内容を記載しています。

- スポット的な内容
- この期間内取組
- 引き続き長期にわたって取り組むもの

7. ロードマップ一覧表(マニフェスト順)

大項目(歳入の確保と8つの柱)	小項目		所管部等
歳入の確保 ～人口流入と企業誘致～	補足	歳入の確保	戦略室、政策推進部、総務部、市民生活部、街づくり部
1. 地域を支えるまちづくり	1-1	全世代地域市民会議の創設	市民生活部
2. 子育て安心のまちづくり	2-1	保育所のあり方	戦略室、政策推進部、福祉・子ども部、学校教育部
	2-2	子育てネットワークの創設	福祉・子ども部、生涯学習部
	2-3	子ども発達支援センターの建替え	福祉・子ども部、政策推進部
3. 安心して教育が受けられるまちづくり	3-1	中学校の完全給食導入	学校教育部
	3-2	教育目標の設定	学校教育部
	3-3	学力向上施策の実施	学校教育部
	3-4	公開研修授業の実施	学校教育部
	3-5	パートナー校の設定	学校教育部
4. 災害に強いまちづくり	4-1	危機管理本部の確立	危機管理室
5. 行政が市民と歩むまちづくり	5-1	職員の自覚と責任	政策推進部、総務部
	5-2	コンシェルジュとワンストップサービス	戦略室、総務部
	5-3	行政の透明化	政策推進部、総務部、監査委員事務局
	5-4	大阪府・大阪市や近隣市との連携	政策推進部
	5-5	財政の健全化	戦略室、政策推進部、総務部
6. まちのビジョンづくり	6-1	JR3駅及びその周辺整備	政策推進部、市民生活部、街づくり部
	6-2	地域の特性を活かす	政策推進部、市民生活部、生涯学習部
	6-3	法定計画等、第三者委員会による見直し	政策推進部、街づくり部
	6-4	ひとに優しいまちづくり	総務部、街づくり部
	6-5	産学との連携	市民生活部
	6-6	新田清掃センター・統合小学校跡地等の再利用	政策推進部、市民生活部、街づくり部
7. 高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-1	デイワークサービスの創設	保健医療部、市民生活部
	7-2	高齢者の孤立を防ぐ(孤独死ゼロ作戦)	保健医療部、総務部
	7-3	障害者の就業と住まいの場の確保	福祉・こども部
8. 医療に安心のまちづくり	8-1	地域医療との連携	保健医療部

8. ロードマップ一覧表(組織機構順)

所管部等	大項目(歳入の確保と8つの柱)	小項目	
危機管理室	4. 災害に強いまちづくり	4-1	危機管理本部の確立
戦略室	歳入の確保 ～人口流入と企業誘致～	補足	歳入の確保
戦略室	2. 子育て安心のまちづくり	2-1	保育所のあり方
戦略室	5. 行政が市民と歩むまちづくり	5-2	コンシェルジュとワンストップサービス
戦略室	5. 行政が市民と歩むまちづくり	5-5	財政の健全化
政策推進部	歳入の確保 ～人口流入と企業誘致～	補足	歳入の確保
政策推進部	2. 子育て安心のまちづくり	2-1	保育所のあり方
政策推進部	2. 子育て安心のまちづくり	2-3	子ども発達支援センターの建替え
政策推進部	5. 行政が市民と歩むまちづくり	5-1	職員の自覚と責任
政策推進部	5. 行政が市民と歩むまちづくり	5-3	行政の透明化
政策推進部	5. 行政が市民と歩むまちづくり	5-4	大阪府・大阪市や近隣市との連携
政策推進部	5. 行政が市民と歩むまちづくり	5-5	財政の健全化
政策推進部	6. まちのビジョンづくり	6-1	JR3駅及びその周辺整備
政策推進部	6. まちのビジョンづくり	6-2	地域の特性を活かす
政策推進部	6. まちのビジョンづくり	6-3	法定計画等、第三者委員会による見直し
政策推進部	6. まちのビジョンづくり	6-6	新田清掃センター・統合小学校跡地等の再利用
総務部	歳入の確保 ～人口流入と企業誘致～	補足	歳入の確保
総務部	5. 行政が市民と歩むまちづくり	5-1	職員の自覚と責任
総務部	5. 行政が市民と歩むまちづくり	5-2	コンシェルジュとワンストップサービス
総務部	5. 行政が市民と歩むまちづくり	5-3	行政の透明化
総務部	5. 行政が市民と歩むまちづくり	5-5	財政の健全化
総務部	6. まちのビジョンづくり	6-4	ひとに優しいまちづくり
総務部	7. 高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-2	高齢者の孤立を防ぐ(孤独死ゼロ作戦)

所管部等	大項目(歳入の確保と8つの柱)	小項目	
市民生活部	歳入の確保 ～人口流入と企業誘致～	補足	歳入の確保
市民生活部	1. 地域を支えるまちづくり	1-1	全世代地域市民会議の創設
市民生活部	6. まちのビジョンづくり	6-1	JR3駅及びその周辺整備
市民生活部	6. まちのビジョンづくり	6-2	地域の特性を活かす
市民生活部	6. まちのビジョンづくり	6-5	産学との連携
市民生活部	6. まちのビジョンづくり	6-6	新田清掃センター・統合小学校跡地等の再利用
市民生活部	7. 高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-1	デイワークサービスの創設
福祉・こども部	7. 高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-3	障害者の就業と住まいの場の確保
福祉・子ども部	2. 子育て安心のまちづくり	2-1	保育所のあり方
福祉・子ども部	2. 子育て安心のまちづくり	2-2	子育てネットワークの創設
福祉・子ども部	2. 子育て安心のまちづくり	2-3	子ども発達支援センターの建替え
保健医療部	7. 高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-1	デイワークサービスの創設
保健医療部	7. 高齢者・障害者が安心できるまちづくり	7-2	高齢者の孤立を防ぐ(孤独死ゼロ作戦)
保健医療部	8. 医療に安心のまちづくり	8-1	地域医療との連携
街づくり部	歳入の確保 ～人口流入と企業誘致～	補足	歳入の確保
街づくり部	6. まちのビジョンづくり	6-1	JR3駅及びその周辺整備
街づくり部	6. まちのビジョンづくり	6-3	法定計画等、第三者委員会による見直し
街づくり部	6. まちのビジョンづくり	6-4	ひとに優しいまちづくり
街づくり部	6. まちのビジョンづくり	6-6	新田清掃センター・統合小学校跡地等の再利用
学校教育部	2. 子育て安心のまちづくり	2-1	保育所のあり方
学校教育部	3. 安心して教育が受けられるまちづくり	3-1	中学校の完全給食導入
学校教育部	3. 安心して教育が受けられるまちづくり	3-2	教育目標の設定
学校教育部	3. 安心して教育が受けられるまちづくり	3-3	学力向上施策の実施
学校教育部	3. 安心して教育が受けられるまちづくり	3-4	公開研修授業の実施
学校教育部	3. 安心して教育が受けられるまちづくり	3-5	パートナー校の設定
生涯学習部	2. 子育て安心のまちづくり	2-2	子育てネットワークの創設
生涯学習部	6. まちのビジョンづくり	6-2	地域の特性を活かす
監査委員事務局	5. 行政が市民と歩むまちづくり	5-3	行政の透明化

9. 歳入増加のための施策を進めるために ～マニフェスト「補足」より～

歳入を増やすための施策を進めていかねばと思っています。

やはり、市民の流入と優良企業の誘致が不可欠に思います。

その方向に向かい全てのベクトルは統一されるべきと考えます。

教育の充実や医療福祉の安心は、他市からの移転を検討する時に大変大きな要素です。

市のあらゆるインフラを整備し利便性を高め、これからの優良な企業を積極的に誘致する必要があると思われます。

固都税の免除や場合によっては市民税の免除も含め、積極的な誘致が望まれます。

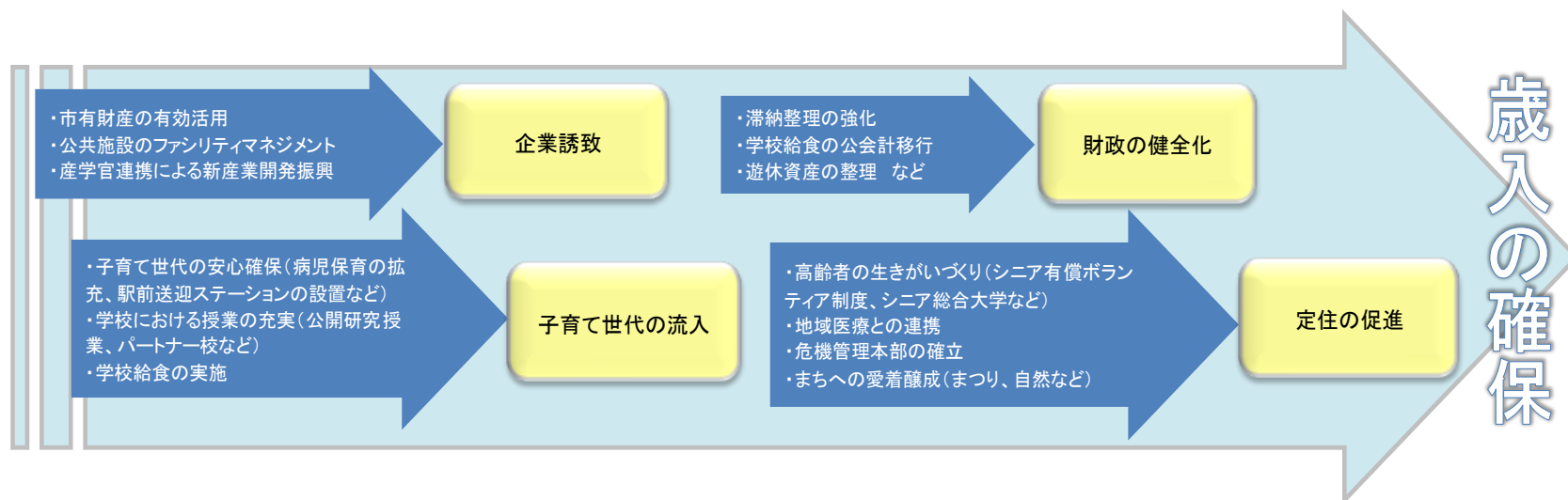
し尿処理施設の跡地や子ども発達支援センターの跡地についても、市民の憩いの施設としての環境整備であれ、売却による住宅や企業の誘致であれ、歳入増加の方向にもつなげなければいけないと考えます。

歳入にしっかりとしたビジョンを持つことで、充実した市民サービスを展開することが可能になるのではないのでしょうか。

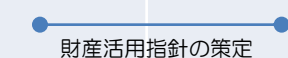
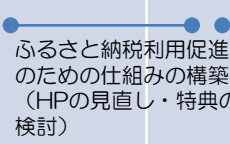
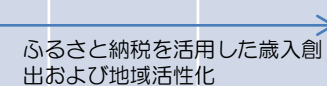
市営住宅やこれから管理していくことになる府営住宅も、子育て施設や高齢者対応とセットでないといけません。

さらには、本市における企業や商店を育成することも歳入ビジョンには必要です。

そのためには、健全な企業を市内に多く育成する市の明確な方針を打ち出すことが必要だと考えます。



歳入の確保 ～人口流入と企業誘致～

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
歳入確保のビジョンに基づき、充実した市民サービスを展開	既存の歳入の確保	使用料・手数料の見直し指針を策定中 ファシリティマネジメント（FM）を推進するために、財産活用室を創設し、検討会議・実務担当者部会を設置 大東市公共施設白書・施設カルテを策定中 債権整理回収課を創設し、債権管理条例の制定について調整中	使用料・手数料の適正化を図る。 市有財産の利活用のプランを策定する。 新公会計制度に対応した固定資産台帳を作成する。 全庁的な財産活用の指針を策定する。 債権管理条例を制定する。 ・（⇒「5-5 財政の健全化」を参考）				
	新たな歳入の創出 1)地域経済の活性化を図る視点での歳入の創出 ① ふるさと納税の活用 ② ネーミングライツの販売等		① ・平成26年中に事業や政策に関連して、庁内・庁外に対しふるさと納税制度の利用を促すことができるような仕組みを構築する。 ・市内産業の活性を図ることができるお礼の創設や継続的な啓発が可能となる手法を検討し、平成26年度中に実施する。 ② 地域経済の活性化等を図る観点から、広告料収入、ネーミングライツの販売による諸収入を拡大する。				
						※詳細は、5-5を参考	

* ファシリティマネジメント
保有または使用する土地および建物を経営戦略的かつ横断的な視点により、有効に維持し、活用し、または処分する活動をいう。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
歳入確保のビジョンに基づき、充実した市民サービスを展開	歳入基盤の涵養 1)人口流入 ①人口流入・定住のターゲットを子育て世代とし、子育て環境の充実を最優先施策として取り組む。 ②住宅政策 ・職住近接や近居支援などの施策を推進。	①人口流入提案の第1弾として、平成26年1月より妊婦健診助成を拡充、3月からは子ども医療費助成を中学校3年生まで拡充し、いずれも府内最高レベルに引き上げ。 ②外部有識者による意見交換会等を経て、人口流入アクションプランについて案を策定。(平成25年度)	①人口流入提案のうち、方向性が示されたものについての制度設計および実施 ・働く親に優しい制度(駅前保育、保育所入所予約制度、企業内保育所など)の充実。(⇒「 <u>2-1~3</u> 」を参考) ②住宅政策を中心とした人口流入策の展開。(詳細は以下項目に記載) ・住宅まちづくり推進本部を設置し、事業を推進する (第1段階として、近居支援制度を検討・実施) (第2段階として、住宅に関する支援方法を検討・実施) (空家の積極的利活用を検討) ・東部エリアにおいて、市営住宅の建替えを中心とした良好な住環境整備を推進するとともに、市有地の利活用方法の検討する。	多機能型の認可保育所の開設準備 保育所入所予約制度の検討・決定		多機能なサービスを備えた認可保育所開設 ※詳細は、2-1~3を参考	
				近居支援の制度策定		近居支援の制度運用	
					その他の住宅に関する支援方法の研究と具体化		
				公営住宅を中心としたまちづくり基本構想の策定			
		・市営・府営住宅の財務状況を分析(H25年度)。	・H25年度の分析に深度を深め府営住宅の移管の是非を判断する。	事業分析と移管の是非の決定			
	2)企業誘致の推進や企業間の連携強化による産業活性化 ①企業連携を促進するネットワーク構築	企業立地促進条例改正(平成25年4月1日施行)。期限を定めない条例に改正し、対象地域・業種、補助額・期間、手続き方法を改正。企業立地促進補助制度を事業者、金融機関、不動産事業者等へ周知。	・市内産業の振興に向け、産業活性化センターのあり方を含め、支援内容や事業を再検討し、産業の振興および企業間のネットワークの構築を図っていく。 (⇒「 <u>6-5産学との連携</u> 」を参考)	産業活性化センターの支援内容の再考・実施 ネットワーク構築のための機会づくり		※詳細は、6-5を参考	
	②物流機能の強化による広域的な経営展開の支援	・新田し尿処理センター跡地の利活用について、東大阪市と調整	・(⇒「 <u>6-6新田清掃センター・統合小学校跡地等の再利用</u> 」を参考)	新田し尿処理センター跡地活用方針の決定		跡地活用に向けた調整 ※詳細は、6-6を参考	

1. 地域を支えるまちづくり ～市の幹部の地域浸透～

【現状と課題】

◆過去から何度も議論されてきた「定住意識の低さ」

広大な大阪都市圏、その東部地域として京阪沿線の都市群の中に埋没し、本市がアイデンティティを育み、外部へ発信していけるような独自の魅力や文化、シンボルを欠いたまま今日に至っているのではないのでしょうか。地域資源が数多くあるにも関わらず、そのPRがうまく機能していないということも考えられます。

◆選択肢の少なかった都市化の過程

大阪都市圏の拡大とともに、急速に都市化が進んだ大東。さらに、大水害による復興も加わり、選択肢の少ないまちづくりをせざるを得なかったというまちの成り立ちがあります。

しかし、定住意識に伴う環境価値への市民ニーズの高まり、都市を選ぶ時代の中、今こそ、地域が内包する多様な資源の種にしっかりと目を向け、長期的な視野に立って、まちづくりに立ち向かうべきです。

◆行政そして市民の意識

まちの中では多くの場所でたくさんの人々による様々な活動が行われ、情報も行き来していますが、全体として活かされていないと思われます。その要因として、問題解決のための仕組み、システムの不備などが考えられますが、最も大きな要因は、オール大東としての認識に基づく市民同士、市民と行政のコミュニケーション不足や情報共有への意欲と具体的な機会、場を欠いていることではないのでしょうか。もっと、地域社会と市民生活に立ち入ったプラットフォームが必要です。

自治基本条例の制定など市民協働のまちづくりがこれほど語られる時代、大東からも活気のある、大きなうねりとなる動きを生みださなければなりません。

◆市民感覚との乖離

まちづくりの様々な場面で最も問題とされるのは、公共事業におけるプランニングや進め方、公共施設の利用など市民生活に近い所で生じている市民感覚と行政施策や事業の乖離です。

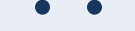
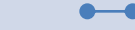
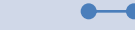
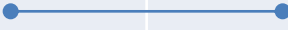
その間を埋めるためには、大東市の職員は、役所の中に閉じこもらず、行政経営のマーケットともいえる実際の都市の中へ飛び込み、そこから施策、事業、サービスの考え方や手法を組み立てていかねばなりません。日頃馴れ親しんできた制度運用や従来業務の踏襲では対応できず、行政の変革があり得るとすれば、ここからしかなしえないほどの多くの発見があるはずです。

行政職員にも市内在住者の比率が減っている現在、公共的事業における職員参加の方法を早急に確立する必要があります。

【理念・目的】

行政と市民等が同じ立場で議論できる場として、中学校区ごとにあらゆる世代が参加する市民会議を創設し、定期開催する。このことにより、市民の市政に対する理解とその浸透を促進するとともに、職員の地域理解を深め、地域にきめ細やかな行政サービスを行うことに役立てる。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
市民会議の創設	各校区の特性に応じて、地域の課題を話し合う場を設け、市民会議創設に向けた下地作り	地区担当職員が自治会等に出向き、市民会議創設の趣旨を説明し、地域課題について話し合う機会等を設定。 一部地区では、地域課題の議論から発展し、課題解決に向けて、教育・防災などテーマ型活動へと展開。	自律的な会議の創設と運営を支えるため、 <u>平成26年度中に制度設計を行い、地区内規約等の制定に向けて働きかけていく。</u> <u>地区の合意が図られたところから、市民会議の創設をサポートする。</u>				
	市長の地域座談会の開催	平成24年度11月～3月にかけて、希望のあった自治会38か所を訪問し、市民会議創設の趣旨や地区担当職員制度について市長自ら説明し、自治会役員などと意見交換。 座談会には、市の幹部職員も出席し、地域の生の声を聞く貴重な機会を創出。	市民会議が創設された後も、市長が参加する機会を設け、地域の方々との直接の交流や意見交換を積極的に行っていく。				
住民自治の意識向上	地域課題の解決に向けた具体的取組の実施により、「自分たちのまちは自分たちで作る」という住民自治の意識醸成	市民会議創設の趣旨を地区担当職員が中心となって地域に伝え、地域内の自発的な取組へと展開中。 これまで自治会が中心となって行ってきた要望等については、随時地区担当職員が現課へと橋渡し。	地区内の気運が高まるよう、より一層地域への働きかけを行い、地区それぞれの特色ある展開を進めていく。 今後は、テーマ別部会の設立などと合わせて、様々な団体や主体の参画を促していく。 各校区において、今後の具体的な取組計画をたて、住民合意が図られたところには予算措置による支援を行うなど、より地域の実情にあわせた自律的な運営へと導いていく。				

目標	行動計画	進捗状況（平成25年度末時点）	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
地域に精通した行政職員の育成	地区担当職員が積極的に地域に入り、地域住民との信頼関係の構築や地域の実情の把握	地区担当職員が、積極的に地域に出向き、信頼関係の構築と市民会議の趣旨の浸透に向けて活動。地区それぞれの特徴に応じた地域と地区担当職員との信頼関係を構築中。	各地区の取組内容・進捗状況・課題のとりまとめを行う中で、地区担当職員の現場の意見を聞く場を一層充実・工夫し、課題を共有する。 成功事例を参考に、地区の実情にあわせたテーマ設定などの具体的なアプローチの手法を見出していく。	 各地区の課題とりまとめ・共有	 地区担当職員意見交換会の実施	 各地区の課題とりまとめ・共有	 地区担当職員意見交換会の実施
	地区担当職員が意欲的に活動できる環境や職場風土の構築	地区担当職員は、本来業務との調整を図りながら活動を行っており、庁内での認知度や理解が徐々に浸透。今後、地区担当職員をより一層理解・支援する職場風土や、次期地区担当職員の育成が課題。	地区担当職員が誇りとやる気を維持・向上できる仕組みを構築し、そのことによる次期対象職員の能動的な意欲喚起を図る。	 地区担当職員の取組状況の発信・周知	 地区担当職員の募集・選考	 地区担当職員の募集・選考	 地区担当職員の募集・選考
地域と学校との連携による教育環境向上	中学校に市民会議の事務局を設置し、中学校区における地域コミュニティの拠点とすることで、地域全体の教育環境を向上	防災や安全、教育などをテーマに、区長や自治会関係者、民生委員や小中学校長などが参加する市民会議を中学校内で開催。	地域教育協議会を始め、既存の組織との関係などについて、教育委員会との意見交換を行い、将来的に、全中学校においてフューチャーセンター*の設置を視野に入れて、検討を行う。	 教育委員会との意見交換の実施 ・意識あわせ ・既存団体との関係 ・フューチャーセンター設置に向けた課題整理	 具体的な場の検討 地域と学校との協議の場設定	 具体的な場の検討 地域と学校との協議の場設定	 具体的な場の検討 地域と学校との協議の場設定

*フューチャーセンター

北欧で誕生し、地域への参画意識を高め、問題解決のための活動を生み出す手法で、多様な参加者が集まり、地域のまちづくりを進めるための方策を考えたり、参加者同士のつながりを促進させたりする「場」のこと。

2. 子育て安心のまちづくり ～子育ての不安や不満の解消へ～

【現状と課題】

◆子ども基本条例 前文より

子どもは社会の宝です。子どもはあらゆる可能性を持ち、そのエネルギーには限りないものがあります。

子どもは、生まれながらにして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を持ち、夢に向かって大きくはばたいていこうとする存在です。

このような子どもをすべての大人は、この上ない愛情を持って守り育て、社会のルールに反したときには正しい方向に導かなければなりません。そして、子どもに生きることの素晴らしさや、平和な社会を守り発展させていくことの大切さを伝えていかなければなりません。

この条例を策定するに当たって、子どもたちの声を聴きました。

子どもたちは、「社会のルールを守らなければならない。」と言いました。

子どもたちは、「いじめは間違ったことである。」と言いました。

子どもたちは、「みんなが幸せになれる大東市にしてほしい。」と言いました。

大東市は、子どもたちから聴いた声を受け止め、すべての子どもを心豊かで、笑顔の絶えない元気な「大東っ子」に育てることを目標にその実現に全力を尽くします。そして、すべての人が子どもの誕生や成長を喜び、ともに支え合う社会を築くことを宣言して、この条例を定めます。

◆すべての子どもに育みの環境を

共働きの保護者への公的サービスは保育所をはじめとして用意されていますが、専業主婦や障害児を持つ保護者や父子家庭などへの公的サービスは行き届いていない面がある状況です。0歳から2歳までは圧倒的に家庭保育が多くなっています。専業主婦でも共働きの保護者でも子育ての悩みに変わりはないはずです。

「子どもは地域の宝」と考えれば、子育て支援は、家族形態や親の就労状況等に関わらず、地域全体で捉えていくべき大切な課題です。

例えば、不登校に陥った子どもも虐待を受けた子どもも障害のある子どもも、その子がいきいき育つ環境が整っていないのであれば、家庭支援の充実や地域の子育て力を向上させていくことで、どんな子どももすくすく育まれる環境に変えていかなければならない。それが、私たち大人の責任です。

2-1 保育所のあり方

【理念・目的】

公立保育所及び私立保育園相互の保育の質の向上を図るとともに、子どもの最善の利益を前提として、すべての子どもたちのすこやかな発達・成長に重点をおいた積極的かつ継続的な事業を推進する。

- ①保育所については、保護者や地域での保育ニーズの多様化に対応するための、一時保育、延長保育、病児保育等の特別保育サービスの質的充実を図る。
- ②公立保育所は、地域におけるセーフティネットとしての機能を併せ持つ保育所として運営する。
- ③保育所と幼稚園を一体として捉えて運営する幼保一体化に関して、取組み方策を総合的な検討を行った上で実現化する。

目 標	行 動 計 画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
を 幼 保 一 体 化 に つ い て、 実 現 取 り 組 み 方 策 を 総 合 的 な 検 討 行 い、	国の施策実施の方向性を見極め、本市における取組み方策について公立幼稚園を含め総合的に検討	市長部局と教育委員会部局による庁内ワーキンググループを組織。 庁内組織体制の構築や市の取組方針(案)作成などを検討	平成27年度に施行される「子ども・子育て支援新システム」に向けて体制を構築する。	子ども・子育て会議により計画を策定 ● 認定子ども園意向調査		新制度スタート	
	待機児童の解消	9月補正で定員増に伴う減収補てん補助金の創設 保育ママ制度、小規模保育の導入を実践例とし、地域の実状に応じた保育サービスの充実を図るためにグループ型小規模保育の導入を検討	待機児童を解消するために保育園の定員増を推進する。 平成26年度よりグループ型小規模保育をモデル的に実施。 低年齢児対象の認可保育所を平成27年度中に開設する。	● 保育園定員増員要請と関係機関協議 ● グループ型小規模保育モデル実施 ● 認可保育所開設準備		● 地域型保育スタート ● 認可保育所開設	
保 育 所 (園) の 保 育 の 質 の 向 上	民保連の協力を得て、「保育のあり方研究会」を立ち上げ、より良い保育の方向性や方策を研究	新制度における保育のあり方について研修等を開催	平成27年度に施行される「子ども・子育て支援新制度」に基く「市町村事業計画」を策定していく中で、保育の方向性について検討し、平成26年度中に成文化する。	● 保育のあり方を成文化		● 事業計画等に基く実施	
	地域におけるセーフティネットとしての公立保育所について検証	民間園で対応できない「公」としてのサービスの推進について検証	要配慮児童の受け入れを今後も行う。 障害児保育について、公立保育所が主導的役割を果たすと共に、民間保育園に対してノウハウの共有等を行い、実施機関を拡大させる。	● 公立保育所についての検証 ● 民間保育園に対して障害児保育のノウハウ共有及び受入の働きかけ		● リニューアルスタート ● 病児保育スタート	
	一時預かり、延長保育の質的・量的拡充の検討。 病児保育の実施機関の拡大	病児保育については設置に向けて候補者等調整中	一時預かり、延長保育については、既存のサービスが利用しやすいようリニューアルしつつ、市域全域の底上げを図る。病児保育については、継続して検討を進める。	● 一時預かり・延長保育の検証 ● 病児保育開設支援		● 病児保育スタート	

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
保育所（園） の保育の質の向上	<u>駅周辺の保育サービスについて、駅前ステーションを併せ持つ施設の実施に向けた調査および小規模保育の早期実施</u>	多機能型について検討	<u>新設する認可保育所のサービス内容を検討し、事業者決定等、開設準備を進める。</u>	●————→ 多機能型の認可保育所 開設準備	●————→	●————→ 多機能なサービスを備えた 認可保育所開設	●————→
	安心して職場復帰できる 施策の展開	—	職場への復帰の見込みをたてること が可能になる「保育所予約制度」を 公立保育所へ導入に向けて制度設計 を行う。	●————→ 制度検討・決定	●————● 周知・募集	●————→ 公立保育所モデル実施	●————→

2-2 子育て支援ネットワークの創設

【理念・目的】

- 子育てに対する不安の解消と、子育て世代が安心して働き、暮らせる環境づくりに全力を挙げて取り組む。
- ①「保育ママ」「育メンネットワーク」の創設をはじめ、子育ての不安や疑問などの質問や相談のできる「子育てサロン」を充実させ、同じ悩みを持つ子育てママの安心につなげる。
- ②社会福祉協議会や主任児童委員と連携した「児童虐待防止ネットワーク」を創設する。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
子育て世代に関する不安や孤立化の解消を図り、子育て世代が安心して暮らし・働くことのできる環境及び資源の構築	子育て支援センターを中心に子育てボランティアグループの立ち上げを支援と、ネットワーク化の推進	子育て支援センターでボランティアグループ27団体（団体・個人）による講座の実施 子育て支援センターでの子育てサークル数は四条子育て支援センターに1団体発足し2施設4団体 子育てサークルへ活動場所の提供	子育て支援センターのボランティアグループは平成26年度1団体増の28団体（団体・個人含む）活動中。人と地域が繋がることを目的に、子育てサークル・グループに対し、活動の場や情報の提供、相談などを通し支援していく。 子育て支援センター、つどいの広場、保育所各施設間との情報共有を行い、ネットワーク化に向けて取り組む。	●————→ サークル等立ち上げ支援 ●————→ サークル立ち上げを意識した講座開催 ●————→ 各施設間のネットワーク化の推進			
	『子育てガイドブック』の充実を図り、子育て支援センター等をはじめとした子育て支援情報の流通の活性化	『子育てガイドブック』の刷新と配布	子ども・子育て新制度を反映した平成27年度版を作成予定。 <u>子育て世代の流入を目指し</u> 、市外在住者へのアプローチについても検討する。 市ホームページ上の「子育てページ」 <u>をリニューアルし</u> 、分かりやすく発信する。	●————→ 内容・アプローチ方法を検討 ●————→ 配布 ●————→ ホームページリニューアル発信			
	子育てコーディネーターを育成し本庁及び子育て支援センター等の機関に配置	子育て支援コーディネーターの養成講座を開催し、修了者21名に認定資格を付与	子育て支援コーディネーターによる子育て相談や必要な機関への繋ぎ機能を強化していく。	●————→ コーディネーター展開の検討 ●————→ 身近に相談できる体制づくりを行う			
	「育メン講座」の充実・強化	父親向けの講座を子育て支援センター3カ所にて毎週か月2回実施 キッズプラザでパパ友サークルが発足	気軽に参加できる「育メングループ」活動をバックアップする。 父親の育児参画の視点での講座の実施など、興味・関心を惹くための工夫を行うことで、父親が集いやすい環境をつくる。	●————→ パパ友サークルをPR（広報誌やイベント） ●————→ 育児参画を意識した講座開催 ●————→ パパ友サロンの実施			
	児童虐待防止ネットワークの現体制の検証と、主任児童委員等関係機関との連携	児童虐待防止連絡会議を中心とした「児童虐待防止ネットワーク」を実践	引き続き児童虐待防止ネットワークを生かし、虐待の早期発見対応を行う。また、虐待の連鎖を防ぐ仕組みを構築する。	●————→ 実務者毎月情報共有と年3回検証 ●————→ 代表者会議開催			

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
子育てに関する不安や孤立化の解消を図り、子育て世代が安心して暮らし・働くことのできる環境及び資源の構築	<u>すべての児童に安全・安心な居場所の確保</u>	・放課後児童クラブを全校に設置し、対象学年を6年生まで引き上げ。 ・ <u>放課後児童クラブを指定管理者制度を活用して運営。</u> ・放課後子ども教室事業と連携を図りながら子どもの居場所を創出。	【一体型を中心とした放課後子ども教室・放課後児童クラブの計画的な整備】 ・ <u>小学校と放課後児童クラブ・放課後子ども教室とが日常的・定期的に情報交換を行い、一人ひとりの児童の状況を共有の上、きめ細かに対応</u> ・ <u>「小1の壁」を打破し、放課後児童クラブ・放課後子ども教室</u> の取組内容の工夫 【放課後児童クラブの充実】 ・放課後児童クラブの人数の適正化と環境づくり（設置基準の条例化） ・働く保護者のニーズを捉えた柔軟な受入態勢の検討	●●● 放課後児童クラブ・放課後子ども教室との連携策の検討		●●●●● 連携策の実施と検証・一体型に向けた課題整理	
				●●● パブコメ	●●●●● 設置基準条例等例規整備	●●●●● 施設整備と運営体制の構築	
				●●●●● 柔軟な受入体制や取組内容の検討・周知	●●●●● 順次実施・効果検証		

2-3 子ども発達支援センターの建替え

福祉・子ども部

政策推進部

【理念・目的】

一人ひとりの子どもたちの発達を支援するため、療育内容を充実するとともに、これまで培ったノウハウを生かして、障害のある子どもたちやその保護者が安心して療育を受けられる施設としての子ども発達支援センターを早急に建て替える。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
加えて検討 利便性向上の視点、並びに費用対効果の視点も、 現行の子ども発達支援センター建て替え方針を、 子どもにとっても発達支援センターとしてよりよい施設として、 国の制度改正や利用状況等を踏まえ、近隣市とも連携して広域的な施設としていくのかについて検証	新子ども発達支援センター建設計画の策定 新子ども発達支援センター運営方針の決定	実施設計は平成26年3月末に策定済 運営方針は当面現行の運営方針をベースに実施	実施設計に基づき、整備工事を進めていく。 利用者の視点に立った新施設の早期完成・移転を目指す。 新施設におけるサービスのあり方や提供体制について運営の合理化について念頭におき具体化を進める。	● 入札	●————→ 工事	●————→ 合理化に向けた運営体制の検討	● 開設
	将来における最適な施設のあり方として、国の制度改正や利用状況等を踏まえ、近隣市とも連携して広域的な施設としていくのかについて検証	広域化の検証については、平成27年度中に検討予定	広域化については、他市からの負担金支出のあり方も含めて、費用対効果を検討していく予定。			●————→ 運営手法の検証と改善	

3. 安心して教育が受けられるまちづくり ～教育再生プログラム～

【現状と課題】

◆大東市教育ビジョン(学び合う学校園づくり～後期基本計画～)より

大東市教育ビジョンでは、学力調査の結果や児童生徒へのアンケート、教職員・保護者へのアンケートなどから、本市における主な教育課題を次のように整理しています。

1. 「自他を大切にできる心」・「人と信頼関係を築く力」を育む(人間関係づくり)
2. 「自ら学ぶ力」・「学び合う力」を育む(授業づくり)
3. 学校園・家庭・地域社会が協同する(教育環境づくり)

そして、大東のめざす子ども像として、次のように掲げています。

1. 「豊かな心」「確かな学力」と「健やかな身体」を身につけた子ども
2. 「自ら学ぶ力」と「学び合う力」をつけた子ども
3. 自分や友達、家族を大切に、地域を支える子ども
4. 生涯にわたって自ら学び続けようとする子ども

◆教育委員会制度改正の現状

国では、教育委員会制度について、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携・権限の強化を図るため地方教育行政制度の改正を進めています。

教育長と教育委員長を一本化した責任者(新「教育長」)を置くことや地方公共団体に「総合教育会議」を設置し、大綱を制定すること、また、いじめによる自殺の防止等、児童・生徒の生命・身体へ被害の拡大または発生を防止する場合に国が地方公共団体(教育委員会)に対して指示を行うなど様々な教育制度改正が実施されようとしており、この制度改正を機に教育委員会と市長部局とがさらに相互かつ効果的に連携し、一体的な教育施策の推進を確保し、オール大東で取り組むこととします。

◆大東スタンダードの確立に向けてオール大東で教育に取り組む体制

「大東で教育を受けさせたい」と市民が望む学校にしなければなりません。

就学時やマイホームを建てる際、教育が理由で大東から転出していくようなことがあれば、大東市にとって大きな損失です。そういったことにならないためには、保護者や市民から信頼される学校づくりに取り組むことが重要です。

学校教育の根幹は授業です。子どもたちが受ける日々の授業が充実したものとなり、子どもたちが「わかる」、「できる」と感じるできるよう授業を充実させなければなりません。そのためにも、日々の授業の質を高めることが重要です。

そして、大東のどこの学校に行っても、同じ質の教育が受けられる体制、つまり教育における「大東スタンダード」の確立が求められます。大東スタンダードの確立に向けては、教育委員会と学校現場とが一体となり、教育委員会と市長部局が効果的に連携し、地域の協力を得ながらオール大東で子どもたちの教育に取り組まなければならないのは言うまでもありません。

【理念・目的】

- ①安全なものを偏りなく食べるため、最善の給食方式を検討し、早急に完全導入する。
- ②放射能汚染のチェックやアレルギーのチェックを行い、安全安心の食を提供する。
- ③制度設計を早急に進め、平成25年9月の完全実施をめざす。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
中学校の完全給食実施 (平成25年9月)	学校給食PTを活用した各工程のデッドラインの設定と、計画的な遂行	平成25年9月に市内全中学校において完全給食を導入	給食実施に伴い、学校給食PTの役割は完了	学校給食の安定的な実施			
	平成25年9月実施に向けて議会調整や専門家のアドバイスを受けながら推進	平成25年9月に市内全中学校において完全給食を導入	給食の提供方法、調理業者の決定などを経て完全給食を平成25年9月に導入した。				
安全安心の食の提供	安全安心の食のためのチェック体制の確立	食材の安全確認（放射能汚染チェックを含む）の実施およびアレルギー対応マニュアルの作成・配布、対象者面談	引き続き、食材の安全確認を実施するとともにアレルギー対応マニュアルの改訂を行い市教委・学校・保護者・生徒と情報を共有しながら安全・安心な給食を提供する。	アレルギーマニュアルの改訂 マニュアルに沿った適切な対応 教育委員会・保護者・生徒との情報共有			
給食費徴収の公平性の確保	給食費の公会計への移行	公会計の実施	徴収率の向上を目指し、公平性を確保する。	給食システムの有効活用			
食育の推進および大東ホット給食の広報促進	食育指導等を通じて、中学校給食の必要性和併せて重要性をPR	試食会の開催、学校だよりおよびホームページでの情報提供を実施	調理業者と定期的に学習会を開催し、調理方法の改善、献立の工夫を行い、よりおいしい給食を提供する。 試食会の開催や、中学校へ配置した栄養教諭を中心として教職員等とともに給食指導・食育指導を行うため、給食担当者会を設置し、食育を推進するとともに大東ホット給食のPRを促進する。	定期的な学習会の開催とよりおいしい給食の提供 食育の推進 ホームページ・SNSなどによるPR（市ホームページリニューアル）			

【理念・目的】

- ①学校教育の根幹は充実した授業にあるという認識を共有する。
- ②”学校づくりはひとづくりであり、ひとをつくるのもまたひとである”という認識を共有する。
- ③各学校の実情に合わせて現場からの教育目標をヒアリングし、教育委員会と協議の上、実態に即した教育目標を設定する。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
と教育委員会と市長部局との協議による実態に即した教育目標の設定 と情報の共有	市長部局と教育委員会事務局による「教育連絡会」を設置	・教育連絡会を設置・開催。全体会議と作業部会との2層体制を構築 ・教育連絡会において、教育改革アクションプランの進捗や、教育予算の見直し、効果的な教育施策などについての検討・協議の実施	<u>・教育改革アクションプランによる教育再生プログラムの計画的な実践を教育連絡会を通じて検証していく。</u> <u>・よりクオリティの高い教育活動、最高水準の教育環境を大東のスタンダードとして位置付け、市長部局との意識統一を図り、そのもとであらゆる施策を組み立てる。</u>	→ 教育連絡会の開催・作業部会の開催			
	<u>大東スタンダードの明確化と共有</u>	・他市・他府県も含めて優れた取組を収集		● 大東スタンダードの意思統一	● アクションプランなど具体的な取組の検証	● 検証を踏まえた取組の展開	→
	教育連絡会での相互調整による効果的な教育施策・事業の共通理解と <u>市内外へのPR</u>	・効果的な教育施策の課題の把握と分析		● 教育委員会制度改正に対する適切な対応と整理		● 法改正に対する的確な対応と効果的な教育施策の検討	→
			・全市をあげて教育に向き合っていく姿勢を示すことは、結果として人口流入につながることを期待されることから、人口流入の関連施策の一つとして位置付け、積極的に推進する。	●→ HPやSNS、様々な機会を通じた大東の教育のPR			

* 大東スタンダード
大東市教育ビジョンに示す「大東のめざす子ども像」の実現に向けて、すべての学校・園が一貫して取り組むべき3つのビジョン「人間関係づくり」「教育環境づくり」「授業づくり」を、「大東スタンダード」という。教育改革アクションプランをはじめとする個々の施策は、3つのビジョンを実現するための具体的取組である。

3-3 学力向上施策の実施

【理念・目的】

- ①学校教育の根幹は充実した授業にあるという認識を共有する。
- ②”学校づくりはひとつであり、ひとつをつくるのもまたひとつである”という認識を共有する。
- ③各学校の実情に合わせて現場からの教育目標をヒアリングし、教育委員会と協議の上、実態に即した教育目標を設定する。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
学校教育の根幹である授業づくり、学校づくりに対する認識を共有（学校力の向上）	【だいたい教育改革アクションプランの策定・実施】						
	多様な外部の力を活かした学校力の向上	学校問題解決支援事業により、ケース会議、教職員研修、管理職支援等を実施し、学校の対応力の向上を推進	各校の支援申請により、弁護士などの専門家や生徒指導支援員を配置。学校問題解決支援事業連絡会を開催。いじめ防止対策推進法にかかる組織として活用予定。	学校の申請に対する迅速な対応 ● ● ● ● ● ● ● ● 連絡会議の開催 いじめ防止対策推進法にかかる組織としての活用			
		学校力向上支援プロジェクトにより、各校のニーズに応じた人材を派遣。経験の浅い教員が増える中、授業力の向上に寄与	学校支援事業により、各校のニーズに応じた人材派遣とともに、学力向上学校支援チームを設置し、課題の大きい学校への定期的支援を実施。（小学校2校、中学校1校）	支援員の派遣			
		保護者や専門家からなるアドバイザリースタッフチームを設置し、多様な観点からの学校教育の状況や取組への意見を集約	アドバイザリースタッフチームからの意見を参考にし、学校の総合的な教育力をより高める取組を推進する。	● ● ● ● ● ● ● ● スタッフ会議の開催 会議の意見を活かした取組の推進			
	学力向上ゼミとステップアップ学習の実施と検証	学力向上ゼミを市内3か所で実施。ステップアップ学習、チャレンジテスト（到達度テスト）の実施が全校において定着。	学力向上ゼミについては、きめ細かな指導の充実を図るとともに、実施箇所の拡充も含めて、より効果的な実施方法を検討する。ステップアップ学習、チャレンジテストについては、さらに効果的な活用を工夫する。	学力向上ゼミの実施（3箇所） ● ● ● ● ● ● ● ● 効果検証と今後の制度設計 検証を踏まえた学力向上ゼミの実施 ステップアップ学習・チャレンジテストの実施 学習・テストの結果分析 分析を活かした学習指導の展開			
				少人数学級・習熟度別授業実施の検討	教員の採用にかかるコスト面、スケジュール感などを検討	既に実施している少人数学級・習熟度別授業の効果検証と、本市独自の取組の展開	効果検証・制度設計 ● ● ● ● ● ● ● ● 少人数学級・習熟度別授業の実施
	小中連携教育から小中一貫教育へ向けた研究	他市等の事例を研究	市としての小中一貫教育の在り方について方向性を検討する。	国動向の把握・他市事例研究 ● ● ● ● ● ● ● ● 具体的制度設計			

25

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
学校教育の根幹である授業づくり、学校づくりに対する認識を共有（学校力の向上）	<u>教育研究フォーラム開催</u>	教育研究フォーラムの開催により、「支援教育の観点」を基盤にした授業づくり、学校づくり等について、効果的な取組を実施している学校の実践報告などにより、幅広く共有	引き続き、教育研究フォーラムを開催する。平成26年度は、大東市の公立学校園がめざすベクトルの共有をテーマに実践報告を行う。	 フォーラムの開催		 フォーラムの開催	
	検証・評価	授業参観等でのアンケートの実施。学校教育自己診断によって、保護者等の意見を集約、学校だより、HP等で発信。	アンケートや学校教育自己診断の結果を評価・検証に活かすとともに、学校だよりやHP等を活用して、学校の取組内容や今後の方向性を広く周知する。	 アンケート・学校教育自己診断結果の分析と今後の取組の公表		 検証を踏まえた取組の実施	

3-4 公開研修授業の実施

学校教育部

【理念・目的】

個々の教諭の授業スキル向上を図るため、それぞれの学校の優れた能力を持つ教諭による模範授業を公開で行う。
その優れた点を分析し、各教諭の授業に反映できるよう研究と研修を実施する。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
教員の授業力の向上	【授業力アッププログラムの実施】						
	模範授業研修の実施	小中初任者対象に、首席教諭の模範授業を参観し、授業づくり研修を実施。 パートナー校間で首席・指導教諭・10年経験者等による模範授業研修の実施。	模範授業を参観して、授業づくりについて学ぶ初任者研修を実施する。 パートナー校間で、1，2年目の経験年数の少ない教員対象に模範授業を参観し、研修会を実施する。	模範授業研修の実施			
	公開授業研修の実施	小学校理科において、CST（コア・サイエンス・ティーチャー）による実技研修と公開授業研究会の実施(市小研理科部会との連携)	中学校国語・数学・英語・家庭科について、市中研と連携しながら、授業づくりについての講話・単元計画、指導案づくり、公開授業研究を行い、教科授業力の向上を図る。 理科については、「小中連携のための観察実験研修」の一環として、公開授業研修を実施する。 <u>公開授業研修を、保護者や地域住民向けにも公開する。</u>	公開授業研修会の実施 保護者や地域住民向け公開のPR			
	レベルアップの検証と評価	研修後の振り返りカードの記入。 初任者研修対象者は、自己成長・確認シートによる検証。 模範授業研修、提案授業等に、パートナー校制度も活用する中で、全市的な取組みとしての展開。 経験の浅い教員への支援が充実し、授業力の向上に寄与。	研修後の振り返りカードの記入。 初任者研修対象者は、自己成長・確認シートによる検証。 さらに研修会の内容の充実に努め、とりわけ経験の浅い教員の教科授業力、子ども理解の力の充実を図る。	研修の効果検証と公表 検証結果を踏まえた研修の実施			

【理念・目的】

- ①小学校及び中学校に2～3校ずつのパートナー校を設定する。教諭の事故や病気などにパートナー校を含めて対応できることとし生徒・児童・教職員・保護者・地域の交流や意見交換、情報交換を図る。体育祭、文化祭の合同開催や共通テストの実施などをめざす。
- ②パートナー校において、小学校では担任学年毎に教諭グループによる授業改善研究会を行う。中学校では担当教科ごとに教諭グループによる授業改善研究を行う。それぞれの研究内容は公開とし、それに対する市民の意見を受けられるシステムを構築する。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
学校の枠を超えた教育力の向上	パートナー校区の設定および合同研修・合同取組の実施	パートナー校を設定。パートナー校による模範授業等研修を開催し、優れた授業を共有	平成25年度に引き続き、パートナー校間での模範授業等研修を開催し、優れた授業の共有化を図り、授業改善を図る。	パートナー校間の研修の実施			
	学校間の意見交換・情報交換の実施	パートナー校研修の際に、授業づくりや学級経営、生徒指導上の課題について意見交換を実施	平成25年度に引き続き、パートナー校研修を実施し、授業づくりや学級経営、生徒指導上の課題について意見交換をしたり、経験の少ない教員がベテランの教員から学ぶ機会とする。	児童・生徒間の交流機会の検討	パートナー校間における生徒・児童の交流		
				パートナー校間での取組を保護者や他学校に周知・PR			
	研究内容の公開と、保護者、地域の意見を受けられるシステムの構築	学校だよりやHP等での周知。授業参観等ではアンケートを実施。 学校教育自己診断によって、保護者等の意見を集約し、学校だより等で発信。	平成25年度に引き続いて実施していく中で、内容の充実等をさらに図るとともに、周知に努める。	アンケート・学校教育自己診断結果の分析と今後の取組の公表	検証結果を踏まえた取組の実施		

4. 災害に強いまちづくり ～危機管理の一元化～

【現状と課題】

◆総合的な危機管理体制の構築

近い将来に発生が予想される地震等に加え、気候変動による洪水被害の大規模化、テロ対策、鳥インフルエンザ等の新たな危機へ対処するため、十分な危機管理体制を構築しておくことが求められています。

「起つては困ること」を未然に防ぐことは困難ですが、日頃から考え得る出来事の想定を積み重ねることにより、有事の際の被害を軽減することは可能です。

そのため平時においてあらゆる角度からリスク管理を行い、情報収集や伝達手段の構築、生活物資等の調達体制のシミュレーションの実施、そしてそれらの人・モノ・情報を総合的に管理することにより、効果的に機能する危機管理体制の構築を図ってまいります。

◆消防・防災の役割と連携の必要性

未曾有の大災害であった東日本大震災でも指摘された“防災”と“消防”、いわゆる“危機管理”の連携については、阪神・淡路大震災を経験した私たちはよりその重要性を理解しています。

災害対策基本法では、市町村は住民を災害から保護する責務を有しており、消防機関等は、所掌事務を遂行するにあたっては、市町村の責務が十分果たされるよう相互に協力しなければならないとされています。

一方、消防は災害を防除し、被害を軽減することを任務としており、災害対応の実動部隊として責務を果たしています。（消防組織法）

よって、24時間体制を取り、優れた災害対応機能を持つ消防と、市町村の防災業務を担う危機管理部署が連携し、特に、災害発生時の初動対応を担うことは、防災対応力を強化する上で極めて、有効な対応方策と考えられます。

4-1 危機管理本部の確立

【理念・目的】

- ・危機管理本部を消防本部内に設置し、消防と一体となった危機管理の中核とする。
- ・市民への情報発信を的確に行う体制を確立するとともに、地域の防災計画、情報発信、防災訓練、避難所や備蓄の管理について見直す。
- ・危機管理体制やシステムの確立に向けて、より一層大阪府及び警察などとの連携を推進し、広域消防を見据えた総合的な危機管理体制を確立する。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
市民への情報発信体制の確立と防災計画の策定	様々な媒体を活用し、市民への情報発信体制を確立する。	ケーブルテレビ会社（JCOM）及びyahooなどのインターネット関連会社と災害時等の協力協定を締結した。	大規模な災害が発生した場合においても行政機能・行政活動を継続するため、事前に必要な資源の再配分や対応方針を定めるBCP（災害時における業務継続計画）の策定をすすめる。	BCP（業務継続計画）の策定			
	被害想定の見直しに合わせ、地域防災計画を改訂。	地域防災計画については、平成26年度改訂予定	被害想定の見直しに合わせ、地域防災計画を平成26年度中に改訂する。	地域防災計画の改定			
危機管理本部と消防本部との連携をとりながら、一体となつた危機管理体制を構築する。	災害時に対策本部の基盤となる危機管理課を消防本部内に移設。	平成25年度より消防本部に移設。危機管理室とし危機管理監を配置。	大東消防署と定期的な連絡会議を開催し、常に最新情報を交換し災害時に迅速に対応できる体制の強化を図る。	大東消防署との定期的な連絡会議、体制の強化			
	危機管理課と消防本部の連携体制の強化を図る。		大東消防署と職員、市民が一体となった防災訓練を実施、危機管理意識の向上に努める。	市民と一体となった防災訓練の実施			
	危機管理課の移設に伴う、水防体制の再整備。	平成25年4月の移設に伴い、水防体制については再整備を行った。	災害体制については、水防災と地震防災とに分類し、あらゆる災害に対応出来るような体制づくりを構築する。	災害の種類に応じた防災体制の構築			
広域消防を見据えた総合的な危機管理体制の確立と、他団体との連携の推進	消防の広域化に向けた検討・準備		大東四條畷消防組合を設立。平成26年4月より運用開始。				
	災害協定など他団体との連携の推進	他の公共団体や企業と、災害時における避難収容者物資供給などの災害時応援協定の締結について研究を進める	三師会及び近隣三市（大東市・四條畷市・生駒市）による大規模災害時相互応援協定の締結を行う。	三師会および近隣三市との災害時応援協定の締結			
				他団体との連携の模索			

5. 行政が市民と歩むまちづくり ～市民とともに歩む行政へ～

【現状と課題】

◆行政の政策形成能力、プロ集団としての意識

まちづくりの恒常的な職業集団である行政は、もっと自負を持って施策や事業の企画・立案、提案に当たるべきです。往々にして明快な判断や結論が求められる議論において、行政の主体性が明確にされずに終わるケースも多いように見受けられますが、これではまちづくりは前に進みません。

地方主権の時代を支える最も大切な要件は、行政の政策形成能力の強弱であり、プロ集団としての明確な選択と判断、その強化に向けての意識改革を進めなければなりません。

公務員に対する厳しい市民の批判はありますが、努力することにより市民に納得してもらえる市政を推進し、本市が“一番の市”といわれるようにしなければなりません。

◆市民への説明責任

基本的に市民参加を求める限りは、立案に当たった行政の説明責任は避けられず、これをどれだけ丁寧に、心を込めて行うかがその後の成功を決めるポイントとなります。

行政計画は、意図するところの素晴らしさに対して、ハード先行・ソフト不足の発想、市民の創造力や参加の可能性についての考慮の少なさ、せつかくの計画であるにも関わらず市民への理解、支援を求める努力の欠如など、全般に行政の広報と説明努力の不足が指摘されます。

これからの行政には口先だけの市民重視ではなく、もっと本質的な次元で市民の存在を認識し、何事についてもしっかりした対応姿勢を確立しなければなりません。

【理念・目的】

職員にその責務を再認識させるとともに、行政業務・市民サービスに対し、積極的かつ意欲的に取り組むことのできるシステムの導入と新しい人事評価制度を検討し、早急に実施する。

それに伴い、仕事と成果に見合った給与制度の確立を早期に図る。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
職員の意欲向上のため、仕事と成果に見合った給与制度の確立	公正で納得性の高い人事評価制度の構築と人事評価結果の給与への反映	平成24年度より全職員を対象とした人事評価制度の導入 平成25年度より360度評価の実施 人事評価結果の給与（課長補佐級以上の勤勉手当）への反映の整備	平成26年度より人事評価結果の勤勉手当（課長補佐級以上）への反映を実施する。 人事評価制度の成熟度に併せ、「勤勉手当への反映」の下位職階への実施を検討する。				
	職員の政策形成能力とやる気を高めるプロジェクトとしての意識改革	<u>市民サービスを向上させ続けるチームづくりの視点を行政経営改革指針に位置付け作成中</u> 若手職員（入庁1年目と5年目）を対象に、政策形成能力を集中的に身につける新規研修の実施	<u>職員の意欲向上を行政経営改革指針の中で位置付け、市民サービス向上のためのプロジェクトチームの発足等により、取り組んでいく。</u> 若手職員（入庁1年目～5年目に拡充）を対象とした政策形成に必要な法律・情報・意欲・協調等の意識を高める研修を実施する。 併せて、すべての職員の意欲向上を着実に果たす、より実践的な新たな研修・啓発方法を研究・企画立案する。				
	職員の意識改革としての名刺の公費作成	平成25年度より名刺フォームの共用	<u>現在のフォームの改良を行いながら継続実施</u>				
	新たな職員提案制度の展開とアントレプレナーシップ制度の導入	平成25年度より人口増加策をテーマに職員提案の募集（提案138件） 重点項目については、平成25年度中に推進本部体制の発足	人口流入提案の実現に向けた体制の構築と取組 平成25年度は、本市の喫緊の課題である「人口減少」に対する施策を募集したものであり、恒久的な職員提案制度の制度設計を行う。				

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
柔軟かつ機動的な組織運営	組織のフラット化として、役職（主幹職）の整理統合	平成25年度より主幹職の整理統合	現状の職階による運営状況を勘案した上で、更なる統合について研究する。				
	<u>人事評価制度とリンクさせた部運営方針の作成</u>	平成24年度より <u>翌年度</u> の部運営方針の策定 <u>平成26年度の方針</u> については組織運営の <u>視点</u> を盛り込んだ内容への展開	継続実施する。				

意思決定過程の迅速化・効率化を目的とした職階整理統合の研究

部運営方針を改良しながら継続実施

【理念・目的】

- ①コンシェルジュを市庁舎に配置し市民が必要なサービスをスムーズに案内できる仕組みを作る。
- ②コンシェルジュは職員研修をも兼ね、市民ニーズが伝わる市の体制を作る。
- ③ワンストップサービスを構築し、案内された場所で必要なサービスがすべて完結できる仕組みを構築する。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
市民が迷わず、安心して、適切な窓口へ案内できるシステム(コンシェルジュ)の構築	市庁舎へのコンシェルジュ(総合案内人)の配置	平成25年5月よりコンシェルジュの設置(入庁6~9年目の職員を対象に10時~14時で市役所1階受付に)コンシェルジュ対象者が作成したマニュアルを活用し、接遇を内容とした研修の一環として実施	コンシェルジュを継続実施する。接遇研修の一環ともなっているコンシェルジュの位置づけ(対象人員の選考・時間帯等)を検討する。コンシェルジュの更なる市民サービスの充実を展開する。	コンシェルジュの持続的な実施体制の構築と内容の再検討を行いながら継続実施			
	誘導サインや総合案内板の設置	平成26年3月末に1階正面玄関付近に総合案内板の設置	平成26年10月より市民課窓口業務の一部民間委託に伴った市民により分かりやすい市民課窓口サインの設置 誘導サインを含めた適切な案内表示を模索する。	よりわかりやすい窓口サインの模索と設置			
市民目線に立った利用しやすく、わかりやすい市民サービスの実現に向けたワンストップサービス等の窓口改善や業務改善	窓口サービスの問題点とあり方(窓口サービスのあり方検討部会の設置等)の検討やワンストップサービスのためのシステム導入	ワンストップサービスの第一歩として、市民課業務の洗い出し・整備をした上で、平成26年10月より市民課窓口業務の一部民間委託に向けた準備	<u>窓口改善や業務改善の取組として平成26年10月より市民課窓口業務の一部民間委託を実施。</u> 市民課窓口業務の一部民間委託の効果等を検証し、他課窓口業務への導入も視野に入れた、より良いサービスを企画・拡充する。	市民課窓口の業務委託			
				窓口業務委託の効果検証と他課窓口への展開の検討			

5-3 行政の透明化

政策推進部

総務部

監査委員事務局

【理念・目的】

- ①外部監査の導入や会議・交渉内容の公開を実施する。
- ②市報、ホームページ以外にもインターネット番組やその他メディアを通じて情報発信し、行政に対する市民の信頼度向上に努める。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
「見える化方針」の策定・運用をめざし、事務レベルによる具体的な検討を進める。	見える化方針の策定	昨年末に関係課(総務課・企画経営課)により「見える化方針」の骨子案を作成したが、こういった情報を「見える化」すべきかなどについて再検討を行っている。	平成26年度中の方針の策定・運用をめざし、事務レベルによる具体的な検討を進める。				
外部監査の導入について、府内の動向など研究	外部監査の導入について、府内の動向など研究	見える化方針との整理	導入自治体等の事例を研究し、メリット・デメリットを検証				
HPへの動画掲載やインターネット放送など市民の意見を取り入れながら様々なメディアを活用し、市政への関心を向上	HPへの動画掲載やインターネット放送など市民の意見を取り入れながら様々なメディアを活用し、市政への関心を向上	平成26年1月に広報活動全般に関する包括的な戦略としての「大東市広報戦略プラン」を策定	広報戦略プランに基づいて、HPのリニューアル(動画配信等を含む)、市公式フェイスブックの導入など多様な媒体を活用し、広報戦略を展開していく。(平成26年7月)				
外部有識者の意見を取り入れた広報戦略の策定	外部有識者の意見を取り入れた広報戦略の策定		大東市の強み・魅力を分析・発掘し、積極的に発信する「地域ブランディング」を構築する。				

5-4 大阪府・大阪市や近隣市との連携

政策推進部

【理念・目的】

- ① 市単独では解決が難しい課題を、広域行政と基礎自治体の担い分けを明確にし、近隣市や府との連携により解決方法を検討する。
- ② 特別自治区や30万人都市のメリットなど、現在検討されているテーマについては広域行政と常に連携を取りながら情報を収集し、最善の判断を下せるよう体制を作る。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
他市との機能分担など広域化可能業務の棚卸、アウトソーシング計画と連動	公共施設は国、府、市という3階層マネジメントを徹底。ワンセット主義を捨て隣接市利用を促進	北河内都市連絡会で、権限委譲業務など、今後の広域連携の可能性について、議論を行った。	効果の高い連携分野の検討（防災分野・北生駒活性化分野、大阪府権限移譲事務など）	連携分野の検討	関係機関への働きかけ	協定締結	連携強化
大阪府・大阪市特別区設置協議会等における議論の動向を注視し、本市についてのメリット、デメリットを検証する。	大阪府市統合本部で検討され、本市に係るテーマについては、メリット・デメリットを常に検証し、期を逸することのないようにする。	大阪都構想については、当初案から変容し、大阪府と大阪市との統合となっている。そのため新たに設置された大阪府・大阪市特別区設置協議会に、情報収集のため参加している。	今後も、大阪府市統合本部や大阪府・大阪市特別区設置協議会等における議論の動向を注視し、本市についてのメリット、デメリットを検証する。	動向の把握・情報収集			
消防の広域化を見据えた検討、準備	四條畷市消防本部との統合	<u>平成25年11月に大東四條畷消防組合（一部事務組合）設立</u> <u>平成26年4月より事務スタート</u>	大東四條畷消防組合運営スタート	消防本部の円滑な運営			

【理念・目的】

- ①市税の確保につとめるとともに、使用料・手数料の見直し、遊休資産の処分などにより、歳入の確保につとめる。
- ②滞納整理を行わないことは、大部分の善良な納付者との不公平感を生むため、滞納整理セクションを副市長が総合的に管轄し、人員強化を図って早急な解消をめざす。
- ③市役所業務の事業仕分けを行い、行政が主体となるべきものとアウトソーシングすべきものに整理し、その実行をめざす。
- ④行政が主体となるべき事務事業については、その業務に応じた適正な人員配置を行うとともに、必要な財源配分を行う。

目 標	行 動 計 画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
使用料・手数料の見直しにより歳入確保につとめる	使用料・手数料の見直し方針の策定	使用料・手数料の見直し指針を策定中。	庁内調整等を経て、第三者の意見等を参考にしながら、使用料・手数料の適正化を図る。	見直し指針の検討		●● 条例上程 ●—● 周知徹底	
遊休資産の処分などにより歳入確保につとめる	財政の健全化に向け、3セク債の活用により土地開発公社を解散 財産管理セクションを設置 遊休資産の利活用を始めとするファシリティマネジメント*（FM）の実施	平成25年9月の大東市議会第3回定例会において、公社解散に向けた関係議案・条例を可決し、平成26年3月末にて解散。 平成25年度より総務部に財産活用室を設置 FMを推進するためにFM検討会議・実務担当者部会を設置 今後の公共施設のあるべき姿を検証していく上で、大東市公共施設白書・施設カルテを策定中	<u>財産活用の指針を策定する。</u> 平成26年度から新公会計制度に対応した固定資産台帳の整備を開始して、施設更新の将来推計や施策策定の検証対象資産の分析に繋げる。 <u>市有地となった土地を含めた市有財産について有効な利活用プランを策定し、短期的には売却可能資産の処分等を、長期的には貸付等により歳入の確保につとめる。</u>	●—● 財産活用指針の策定	●—● 固定資産台帳の整備		●—● 市有財産の利活用プランの策定
				●—→ 市有財産からの歳入確保			

* ファシリティマネジメント
保有または使用する土地および建物を経営戦略的かつ横断的な視点により、有効に維持し、活用し、または処分する活動をいう。

目 標	行 動 計 画	進 捗 状 況 (平成25年度末時点)	今 後 の 取 組 予 定	平成26年度		平成27年度	
				前 期	後 期	前 期	後 期
滞 納 整 理 を 強 化 す る こ と に よ り 歳 入 確 保 に つ と め る	収納の強化に向けて、滞 納整理セクションを副市 長直轄の組織として創設	平成24年度に債権整理回 収課を創設（政策推進部 内）。 現在債権管理条例の制定 について調整中。	平成26年度に債権管理条例の制定 庁内全体の収納体制の強化に向けて 債権整理回収課と各課の連携の強化。 それぞれの役割を再確認する。				
	条例制定					条例に基づき収納強化	
歳 出 の 削 減 に 向 け た 、 事 務 事 業 の 見 直 し	行政が直接行うべきもの アウトソーシングをすべ きものの研究を実施 そのため行財政改革プラ ンⅡを改訂	今後、市が行っていくべ き行政の方向性を明確に した『行政経営改革指 針』を現在作成中。指針 の中でアウトソーシング の方向性について記載。	<u>行政経営改革指針を策定する。</u> 平成26年10月より市民課窓口業務 の一部民間委託を確実に実施する。 市民課窓口業務の一部民間委託の効 果等を検証し、他課窓口業務への導 入も視野に入れた、より良いサービ スを企図・拡充する。				
	行政経営改革指針の策定						
	市民課業務の一部民間委託						
						他課窓口業務へ民間委託拡充の検証	

6. まちのビジョンづくり ～あふれる笑顔 幸せのまち大東ビジョン～

【現状と課題】

◆急激な都市化と地形的な特性

まち全体を見渡すと、急激な都市化により、特に面整備について各種機能の適切な棲み分けやゾーニングを阻害する様々な立地が見られます。そのため、住宅地と工場の混在、宅地開発ブロックごとのつながりの低下がみられます。

また、大東市特有の課題として、河川による生活圏分断や市街地拡大による浸水被害により、その対策を優先に都市基盤整備を進めなければならなかったことがあげられます。そのため、人口増加に対する道路ネットワークの構築や大規模火災などの災害時における避難、あらゆる人々の社会参加と「安全・安心の移動環境」のためのバリアフリー化、さらには魅力的な中心市街地の形成など、市民生活に身近な所での問題が今日に至るまで課題として残されています。

◆人口規模に見合った政策

これからの本市のあり様を考える時、まず人口13万の大都市近郊都市としての身の丈を冷静に自覚しておくことが大切です。まちづくりには都市の大きさ、性格や財政力などの条件が反映するものであり、それをオーバーするような要請に対しては、都市経営上の判断に立って明確な回答を用意しておくべきです。

大阪都市圏で、地政学上便利に行き来できる場所に位置している以上、都市の装置や施設全てを自分の都市で、「フルセット」に整備し、揃える必要はあるのでしょうか。

その代わり、本市ならではの人、もの、財政力、持ち味に適合する可能性をもっと深く追求し、個性と特徴に溢れた環境や仕組みづくりの構築が必要ではないでしょうか。

【理念・目的】

- ①野崎駅の橋上化については、周辺住民の利便性と需要の大きさに鑑み優先的に検討する。
- ②四条畷駅東側の再開発には東北部の振興を見据えて積極的な展開を検討する。
- ③住道駅北側の河川上のデッキを拡張し、河川に噴水を設け浄化を推進し、夏にはサンメイツをスクリーンとした映画祭や音楽コンサート、冬にはイルミネーションなどを設営して市民の憩いの場とし、「水と戦い、水を治め、水とともに生きる大東市」のシンボルとする。
- ④都市計画の弊害となりうる巨大な河川護岸も「水と戦い、水を治め、水とともに生きる大東市」の象徴として、プロムナードとしての活用を検討する。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
野崎駅周辺の橋上化とともに、駅周辺整備の現行計画を着実に実施	野崎駅西側の住民の利便性を高めるための駅舎橋上化を図るとともに、駅舎のデザインは「野崎まいり」を連想する建築とする 交通結節機能、周辺道路の歩行者の安全性の向上をめざす	平成25年4月に整備内容を公表 野崎駅橋上化の基本設計 野崎駅周辺の道路整備（野崎駅前線等の路肩のカラー化）	ＪＲ西日本と橋上化の構造について合意形成を図り、平成27年度に協定締結をめざす <u>野崎停車場線を始めとする駅周辺道路において、関係機関の協議が整った路線から整備を行い、平成34年度の完成をめざす</u>	橋上化基本設計			
				ＪＲ西日本と協議			協定締結
				野崎停車場線他予備設計・関係機関協議			
四条畷駅周辺整備を積極的に展開	交通結節機能の向上や駅への主要アクセス道の整備	平成25年4月に整備内容を公表 四条畷駅西側の <u>一部事業用地の境界確定等を実施</u>	<u>事業用地の境界確定、鑑定、物件調査を進め、事業用地の確保に向け権利者との用地交渉を行い、平成34年度の完成をめざす</u>	権利者との用地交渉			
				事業用地の境界確定等の実施			
東部地域の活性化の検討	東部地域の活性化に向けた交通手段を検討し、利便性向上のための公共交通等を導入	交通手段の必要性や導入についてのアンケート調査を実施	試行を実施、併せて実車内で利用者アンケートを実施する（平成26年度） 試行をもとに、本格導入に向け、交通手段を決定する	試行	試行	導入の検討・運行準備	
				アンケート			
住道駅周辺における恩智川・寝屋川の水の浄化	恩智川・寝屋川の水の浄化を行うため、流れ込む水路等の水の浄化を行う	提案公募型委託事業として、新堀川の水質浄化試験を実施中 原因調査および浄化対策のため水都等の水質試験を実施	新堀川の水質浄化試験を継続する 浄化実験の成果をもとに河川管理者と協調しながら、恩智川・寝屋川において実施可能な方策の検討を進める 流れ込む水路等については、浄化浚渫を計画的に実施する	水質浄化試験		対策・検討	
				水質悪化の原因調査			
				水路等の浚渫実施			

40

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
住道駅周辺の活性化方策の検討	駅前再開発ビルの再整備を含めた活用や駅前デッキの再整備、河川護岸沿いのプロムナードなど包括的な整備の検討	住道駅周辺の現状把握、機能集積のあり方や事業手法等を検討。住道駅周辺を本市のにぎわいの中心地とするため、大阪府河川室・寝屋川水系改修工営所と検討会を設置	事業手法等の検討結果を踏まえ、ハードを含めた包括的な整備を検討し、一定の方向性を示すとともに、その具体化を図る。 検討会において、にぎわい創生に向けた検討を行う。	現状把握等 整備内容等検討 検討会において検討		基本構想等策定	
	大東市の魅力を向上するため、ロマンティック大東を推進し、住道駅周辺のにぎわいを創出	ロマンティック大東の一環として、住道駅周辺において、スマイルミネーションと水上バスイベントを実施	市民や企業とともに、スマイルミネーションや野崎まいりクルージングなどのロマンティック大東事業を盛り上げていくとともに、住道駅北側のデッキやその周辺が常に活気あふれるエリアとなるような方策を検討する	野崎まいりクルージングの実施 実行委員会においてイルミの検討・実施 ふるさと納税や協賛金などの協力依頼促進	民間企業や市民などを巻き込んだ展開の検討・実施 実行委員会においてイルミの検討・実施		実行委員会においてイルミの検討・実施 ふるさと納税や協賛金などの協力依頼促進

【理念・目的】

- ①地域のまつりや伝統行事を積極的に市内外にアピールし、市内に存在する30台以上のだんじりに関するまつりなど、多くのまつりや伝統行事のあるまちとしての特徴を前面に押し出す。
- ②北生駒の自然環境や地域の景観を保全しながらも、龍間地域に地域特産物販売や地域向上製品及び地域研究成果発表など、地産地消の基礎作りを検討する。
- ③北生駒地域は市内のどこからも眺望が効くだけでなく大阪市内にも存在感を強く示すことのできる立地であることから大阪のリゾートやレジャーの拠点になりうるという視点だけでなく新産業の開発振興の場としての提供や情報の発信基地としての活用、さらには映画・音楽・ファッションなど隔絶の環境を必要とする分野などに可能性をはかり、近隣市はもとより府県域を超えた広域活用をも視野に入れ、環境共生の活用をめざす。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
歴史的資源や伝統行事のあるまちとしての大東市のPRの推進	歴史的資源を活用したまちづくり方策の実施	【<u>歴史的資源に親しむ、分かりやすく伝えるソフト施策の展開</u>】 (飯盛山城と三好長慶) ・歴史的資源を活用したまちづくり方策について、若手職員を中心としたプロジェクトチームを結成し、報告書を取りまとめ(平成24年度) ・事業者から提案を募集し、「飯盛山城と三好長慶をキーコンテンツとしたまちづくり」を選定(平成25年度)	・飯盛山城・三好長慶をキーコンテンツとした歴史的資源の活用について、提案に係る計画づくりおよび具現化を進める。 ・本市に存する多くの貴重な歴史的資源と連携し、ストーリー性をもたせた展開を図るとともに、市内外への積極的なPRを行う。	● 市民参画企画、企業連携方策、イベントなど具体化検討	●● プロジェクトの発表		
					イベント等プロジェクトの実施		
		(平野屋新田会所) ・平野屋新田会所を含む近世編の漫画化に向けて事業者を募集(平成25年度)	・漫画を活用して大東の歴史を分かりやすく伝えていく。 ・他の時代についても漫画化を検討していく。	● 漫画化事業者選定、ネームとシナリオの作成			
				● 漫画の活用方法PR方策の検討	● 漫画の積極的な活用による市民への浸透		
		【<u>学術的な研究と整備活用策の検討</u>】 (飯盛山城と三好長慶) ・「飯盛山城遺跡測量調査報告書」を刊行(平成24年度)、「全体縄張り図」を作成し、石垣調査に着手(平成25年度)	・学術的な調査を実施し、飯盛城の歴史的な付加価値向上を図る。	● 飯盛城の整備に向けた調査・検討			
				● 調査計画案の策定			
				● 石垣調査			
		(平野屋新田会所) ・平野屋新田会所跡整備基本構想を作成(平成24年度)し、整備・活用の意見を得るための市民サポーターを養成するための講座を開始(平成25年度)	・会所跡地の整備や活用を進めるにあたって、サポーターの組織化と活動支援を行い、意見を反映させていく。	● サポーター講座開催	● サポーター結成		
					● 整備活用案の検討	● 整備計画	
						● ソフト事業の展開	

目標	行動計画	進捗状況 （平成25年度末時点）	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
北生駒地域の特性を活かした魅力づくり	産物の実態調査の実施	産業実態調査を実施し、調査結果を分析（平成25年度）	全産業実態調査の調査結果を踏まえ、本市産業の振興を図る上で、解決すべき課題や支援策等を明確にし、産業活性化センターの運営に活かしていく。	産業活性化センター支援業種の拡大 利用者数の増大			
	地元大学や企業と連携した食以外の魅力も含めた大東の産物の発掘・開発	魅力発信の手法として、だいたいのええもんPR冊子を発行。また平成25年度に発足した観光ボランティアやまびこと協働して、観光スポット・コースの発掘・開発（文化・歴史・産業）。	バイオマス発電所の整備に合わせ、当該施設を核としたエリア構想を検討。 <u>地区計画の策定を視野に、北生駒地域のポテンシャルを活かし、森林の保全と地域活性化を両輪とした循環型モデルを構築する。</u> 周辺市とは、効果の高い連携分野などについて、意見交換を行っていく。	バイオマス発電所建設にかかる府開発審査会の審査			
	北生駒地域構想の検証と活用のコンセプトの検討	連携会議の一步として生駒市企画課と意見交換。防災分野では、生駒市と災害協定を締結（H26.4）		発電所を核としたまちづくりの検討（東部地域の活性化と絡めて）			
	生駒市・四條畷市等と連携会議を設立			関係機関への働きかけ・連携強化			
	バイオマス発電所設立に絡めた周辺エリアの活性化	府開発審査会にあげることをめざし、市のまちづくり方針への位置付けを整理。					

6-3 法定計画等、第三者委員会による見直し

【理念・目的】

- ①法定計画をはじめとする市の計画全般を市のめざす統一目標に整合するよう見直しを行い、実行できる計画に修正をしていく。
- ②都市計画道路・都市計画公園の整備のあり方を利便性・必要性・優先性の観点から客観的に見直す。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
市 の 計 画 全 般 を 市 の め ざ す 統 一 目 標 に 整 合 す る の 方 向 性 の 明 確 化 と そ の 統 一	総合計画の見直し	<u>総合計画のあり方・改訂手法について検討。</u>	平成28年度のⅡ期基本計画(後期)策定のタイミングにあわせて、総合計画のあり方を検討する。(平成26年度中)	● マニフェスト や他分野との 関係性を整理	● 改訂内容の 検討	● 総合計画審議会 において審議	● 議会上程
	<u>分野別計画のベクトル 合わせ</u>	<u>住宅マスタープラン、市営 住宅長寿命化計画について、 人口流入・定住化の視点で 策定中</u>	<u>都市計画マスタープランの改訂</u>		● 改訂内容の 検討	● 都市計画審議会 において審議	● 議会上程
	第三者委員会、コンサル等による第三者的な視点の導入	各種計画策定時に、市民や有識者の会議や、パブリックコメントなどを実施。	政策形成過程の市民との共有手法について検討していく。(⇒「 <u>5-3 行政の透明化</u> 」見える化方針の策定とリンク)	● 見える化方針の策定	● 見える化方針に即した外部への情報の開示と意見反映 ● 庁内への周知・啓発 市民へのPR		
都 市 計 画 道 路 等 に 関 し て、 客 観 的 に 見 直 し	都市計画道路の見直し	都市計画道路について、平成26年1月16日付けで変更(廃止)	存続路線については、順次、線形・幅員等を検討しながら早期着手に努める。また、社会情勢の変化などに応じて、必要な時期に見直しを行う。	● 深野北谷川線の 整備手法の検討		● 関係機関協議	● 深野北谷川線実施設計
	<u>用途地域の見直し</u>		<u>都市計画道路の変更(廃止)に伴う用途地域の変更を行うとともに、その他の用途地域については、都市計画マスタープランの改定と併せて見直しを行う。</u>		● 用途地域の指定 基準策定		
	都市計画公園の見直し	都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的な考え方を検討	都市計画公園の見直し作業に向けて、緑の基本計画の改訂を行うとともに、都市計画公園の見直しの方向性を定める。	● 都市計画公園の見直しの検討		● 都市計画公園の見直しの方向性の決定 緑の基本計画改訂に向けた基礎調査	

【理念・目的】

- ①誰にでも優しいまち、誰にでも利用できるまちを目指し、ユニバーサルデザインを推進する。
- ②公共施設証明(道路照明)のLED化を推進し、安全でひとに優しいまちづくりを推進する。消費電力を抑えることで電気代負担を抑え、そこで生まれた財源を地域の振興に役立てる。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
誰にでも優しいまちを基本にユニバーサルデザインを目指す	ハード（街づくり系部署）とソフト（福祉系部署）の連携により、「大東市バリアフリー基本構想」を策定し、本方針に基づき道路整備などを行う	平成25年度「大東市バリアフリー基本構想」業務委託を発注 大東市バリアフリー基本構想協議会を設置し、策定中	平成26年度半ばをめどに、大東市バリアフリー基本構想を策定し、誰にでもやさしいまちをめざす。策定後は、道路特定事業計画を作成し、生活に密着した道路などを優先順位をつけ整備していく				
推進 公共施設照明のLED化を	道路照明・公園照明・公共施設の照明のLED化を推進	住道駅前停車場線の道路照明をLED化 公園照明の実態調査を実施 市営住宅（6住宅）の照明をLED化	道路照明については、特殊な照明以外をリース方式によりLED化する（平成26年度） 公園照明については、老朽化に伴う器具更新時にLED化を推進する				
全体的に効果的に維持する	財産管理セクションを設置し、道路・土地等の市有財産管理・活用と連携して進める	総務部に財産活用室を設置 大東市公共施設白書・施設カルテを策定	・（⇒「5-5 財政の健全化」を参考）				
※詳細は、5-5を参考							

【理念・目的】

関西イノベーション国際戦略総合特区に伴う関西圏での変化に対応し、産学との連携を強化した上で、新しい産業支援と関連企業及び研究機関の誘致、さらにはけいはんな学研都市へのベッドタウンとしての機能を充実させ、大東市の活性化を推進する。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
関西産業圏の中の大東市の位置付けを認識・共有	四條畷市、生駒市との連携強化	生駒市と協議。	効果の高い連携分野の検討を進める。	● 連携分野の検討	● 関係機関への働きかけ	● 協定締結	● 連携強化
	市内に存する大学との窓口を明確化し、円滑で活発な連携を推進	自治推進室を設置し、大学との連携窓口を一本化（平成25年度）。 各課と大学との連携状況を調査し、包括協定の締結を目指した調整を進める。	26年7月 大阪産業大学と包括協定の締結し、具体的な連携項目の協議を進める 26年度中 四條畷学園大学、摂南大学と包括協定締結に向けた協議を進める	● 包括協定締結	● 具体的な連携項目を協議	● 包括協定締結	● 連携事業開始
	市内に存する大学、商工会議所、事業所等との懇談の場を設け、多角的な連携方策を協議	産業活性化センター（大学、商工会議所、市）事務局会議（毎月）、役員会議（年2回）において、多角的な連携方策を協議を実施。	産業活性化センターについては、求められる役割を再考。その上でサポート内容の充実を検討するとともに、利用者（相談者）の増加に向け、支援業種の拡大を含め、様々な角度から情報発信することにより、市内事業者への浸透を図る。	● 産業活性化センター支援業種の拡大 利用者数の増大を図るための仕組みづくりと実践			
	産業活性化センターの役割見直し	役割見直しに向けた建設業、運輸業、商業・サービス業の支援ニーズ調査および支援の実施。					

【理念・目的】

新田清掃センターや統合した小学校等の跡地については、再活用できる大規模な用地であり、地域の財産であるとともに市民全体の財産であることから、その有効活用について本市全体の活性化という観点から専門家も含めた検討を行い、その整備を進める。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
（新田清掃センター跡地） 広域レクリエーション拠点に加え、住工混在の 解決、雇用の促進、工業地域としての発展を図 る目的としての整備との費用対効果について検 討した上で活用策を決定	大東市の公益に資する利 活用策について土地所有 者である東大阪市との合 意形成を図った上で具体 化に向けて作業を推進	東大阪市に対し本市の利活 用案について要望書を提出 する事前協議を開催し、一 定合意	速やかに要望書を提出し、東大阪 市からの回答の後、利活用案の推 進のための環境整備を進める	● 要望書の提出			
			地下残存物の撤去、し尿直投施設 の在り方及び都市計画マスタープ ランの改定について、市間の覚書 締結に向けての条件整備を進める。	● 回答書の受理	● 関係者との調整		
				● 直投施設の在り方検討	● 決定		
					● 地下残存物処理の協議	● 地下残存物の撤去	
				● 都市マスの改定作業			
（深野北小学校跡地） 本市全体の活性化の視点で検討を行い、整 備を推進	歳入の確保（人口流入・ 企業誘致）に資する活用 について、全体的な議論 を実施	人口流入アクションプラン 策定時に、専門家の意見の 聴取を行い、住宅デベロッ パー等へ売却した場合の効果 を検証	庁舎移転先候補との兼ね合いで、 他に移転先が決定されれば、歳入 の確保のベクトルに沿って利活用 策を策定する。				
	庁舎の移転先候補地とし て比較検討の対象として 選択肢の一つと留める。	25年度、庁舎移転先とし ての条件を整理	庁舎移転先候補地の一つとして、 議論の深化を図る。		● 跡地の活用の検討		
				● 庁舎候補地の検討・決定			

7. 高齢者・障害者が安心できるまちづくり ～高齢者・障害者の生きがいづくりと介護・支援の充実～

【現状と課題】

◆福祉・介護分野の先進都市大東

本市は早い時期から地域リハビリテーションに取り組み、医療、保健と連携する地域福祉を実践。介護予防における“元気でまっせ体操”の普及など、福祉・介護分野では全国的にも先進的な位置にあります。

これらの努力は都市の個性、魅力としては目立つものではないものの、これからの時代に極めて重視される点であり、多様で豊富な高齢者福祉の展開をできるパワー・ポテンシャルを有しているといえます。

本市は、パイオニアとしてのこれらの経験を強みとして、さらに磨きあげることによって、定住魅力にもつながると考えられます。

◆元気高齢者の活用

元気でまっせ体操や子ども安全見守り隊など、定年退職後に地域に戻り、地域を支える元気高齢者が増加しています。一方で、高齢単独世帯が増加し、経済的・身体的な不安を抱える高齢者が増えていることも事実です。働きたい、学びたい、交流したい、という意欲を活かせる場が求められます。

◆すべての障害者が地域で安心して生活できる環境づくり

障害の有無に関わらず、すべての市民が一人の人間として尊重され、共に暮らし、共に生きることのできる地域社会（ノーマライゼーション*1社会）の構築が求められています。

特に、障害者対象の通所施設数は年々増加しており、利用者の中には、一般企業に就職し、経済的に自立した生活を希望する人が数多くいます。本市では、障害者の庁内インターンシップ事業やハローワークと連携した受入企業の拡大、職場定着支援などに取り組んできました。しかし、仮に就職できても離職して、再び通所施設を利用する人も少なくありません。このため、就職を希望する人への就労支援と職場定着支援を一層強化し、総合的な就労支援のあり方について検討する必要があります。

また、家族と生活できない状況となった人や入所施設の利用者が大東市に帰って生活を希望する場合、主な住まいの場として「グループホーム・ケアホーム*2」が必要となります。しかし、施設コンフリクト*3等の問題により、結果的に促進されにくい現状があります。このため、障害のある市民の「住まいの場」の確保が求められています。

*1 ノーマライゼーション

障害のある者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す理念であり、そのためには、生活条件と環境条件の整備が求められる。この理念は、1950年代にデンマークの知的障害児の親の会の運動に端を発し、その後、スウェーデンやアメリカにおいて発展したが、障害者に関わるのみでなく、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念である（厚生労働省HPより）。

*2 グループホーム・ケアホーム

- ・グループホーム（共同生活援助）：夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談その他の日常生活上の援助を行うサービス
- ・ケアホーム（共同生活介護）：夜間や休日、共同生活を行う住居において、入浴、家事、排せつ等の介護や日常生活上の世話をを行うサービス

*3 施設コンフリクト

一般的に「社会福祉施設の新設などにあたり、その存立が地域社会の強力な反対運動に遭遇して頓挫したり、あるいはその存立の同意と引き換えに、大きな譲歩を余儀なくされたりする施設と地域との間での紛争事態（古川孝順他「社会福祉施設-地域社会コンフリクト」）。社会福祉施設が、人権尊重に不可欠なシステムとして、地域社会にビルトイン（組み込まれていく）されていく過程で生じる問題である（大阪府府民文化部人権室HPより抜粋）。

【理念・目的】

- ①高齢者にできるかぎり社会活動・社会貢献を続けていただき働く喜びを味わえるまちをめざす。
- ②そのためにシルバー人材センターの機能を拡大し、いつまでも働ける環境を支援するデイワークの創出を行う。
- ③現行のシニア環境大学を発展させて、大阪産業大学、商工会議所などと連携したシニア総合大学の開校をめざす。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
シニア有償ボランティア制度の設立	<u>将来にわたって持続可能な制度づくりと自主・自立的な運営体制の構築</u>	6月にシニア有償ボランティア制度の構築を目的に「生活支援サポーター検討部会」を設置・検討 12月に自律的に地域運営を図っている大阪市社会福祉協議会を視察	<u>「生活サポーター」事業の展開に向け、地域の特性に応じた利便性の高い制度を構築する。</u> <u>運営体制については、行政と住民等協働して取り組む自主・自律的な組織づくりを行う。</u> <u>また事業展開に際しては、当初はモデル地域で限定的に展開し、フィードバックしながら市域全体に拡充していく。</u>	事業内容等の検討について市民等との意見交換会の実施 生活サポーター養成講座の開催 地域を限定したモデル実施 市域全体への活動拡大 「生活サポーター」の自律的かつ持続可能な組織運営の支援（生活支援サポーター検討部会） 先進都市視察			
デイワークの実施	25年度からの実施に向けたデイワークの制度設計	デイワークサービス構築に向け、シルバー人材センター、社会福祉協議会と意見交換を実施（2回） 「生活支援サポーター検討部会」において、デイワークと生活支援サポーター制度との関連について整理	生活サポーター制度を応用した「デイワーク」の制度設計を図る。	デイワークサービスの検証（組織・事例研究） 「生活サポーター」を応用した制度設計 拠点整備 事業展開			
シニア総合大学の開校	シニア環境大学を発展させ、学科の増加を踏まえた総合大学化	平成25年9月から新たにシニア観光大学がスタートし、2月に16名が卒業	大阪産業大学や商工会議所等の協力を得ながら講座内容を検討する。 シニア環境大学、観光大学のノウハウを活かしながら、徐々に学科を増やしていく。	講座内容の検討 学科の創設			

7-2 高齢者の孤立を防ぐ(孤独死ゼロ作戦)

【理念・目的】

- ① 高齢者と地域との絆が保たれるよう行政と民間が一体となり高齢者の安否を確認できるシステムを充実させる。見守りや給食サービスなど安否確認に寄与できる団体を支援し、育成する。
- ② 団塊の世代も高齢者となった現在、世代ごとにそのニーズが多様化している現状をアンケート等の実施により把握する。把握したニーズに即したサービスの提供を行えるよう現行の高齢者施設のあり方を再検討する。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
見守り等、高齢者の孤立を防ぐための生活支援を実施	市民自らが実施していく仕組みの構築	高齢者の孤立を防ぐための方策を考えるチームとして、「生活支援サポーター検討部会」を設置し、具体的内容について検討	<u>民間活力の活用を視座に、企業等と連携し、新たな高齢者の見守りや孤立を防ぐ取り組みを構築する。</u>	● 地域の新聞販売所など、民間企業等の活動と連携した見守り協定を締結			
		高齢者ニーズ調査を実施 ・ポイント制の導入を含め高齢者等に対し、見守りやボランティア活動についてアンケート ・高齢者施設に対する要望や意向についてアンケート	調査結果を分析し、市民の参画意欲の醸成や、自律的な組織化に向けた制度構築に活かす。	● 見守り活動機関相互の有機的なネットワーク化			
当事者のニーズや社会のニーズに即した高齢者施設のサービス提供	多様化しているニーズの把握		ニーズ調査の分析を踏まえ、ニーズに即した高齢者施設サービスの具現化をすすめる。 施設のあり方については、FMと連動しながら、 <u>関係者との調整を図る。</u>	● 現状分析と報告			
	現行の高齢者施設のあり方の再検討	H25年度「高齢者福祉施設のあり方検討会議」を設置 ・具体的な実践案について議論 ・内容を取りまとめた提言案の作成		● 現状分析との関連づけに基づいた、高齢者施設のあり方（ソフト・ハード）素案作成			
	高齢者施設のあり方について、横断的視点での議論の展開			● FMを考慮に入れた再配置計画の策定			
						● 再配置	

【理念・目的】

- ① 障害のある人が安心して過ごせる地域社会の実現をめざす。
- ② 障害のある人の就労支援の促進および住まいの場の確保により、自立と生きがいを促進する。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
促進 障害のある人の総合的な就労支援を	障害者の総合的な就労支援のあり方を検討する場を設定したうえで、就労支援の具体的な制度設計と実施	平成24年12月から事業者や市職員、民間企業などからなる「総合的な就労支援プロジェクト」において会議を重ね、平成25年4月、大東市障害者地域自立支援協議会より「障害者の総合的な就労支援と住まいの場の確保に関する提言」をとりまとめ、市に提出。 上記提言のうち、重点的に取り組むべき施策として、職場定着支援について制度設計を実施	企業等に就職している障害者の職場定着を支援する「職場定着支援制度」を平成26年夏頃からスタート予定。 目標として年間離職者（約20人）を5人～10人減少させる。	要綱作成 事業所向け説明会 支援員研修実施(年2回) 職場定着支援制度スタート		効果の検証と制度の改善	
よう 障害のある人が地域で安心して暮らせる	障害者の住まいのあり方について検討する場を設定したうえで、幅広い住まいの場のあり方の検討とその実施	平成24年12月から事業者や市職員、保護者などからなる「住まいの場の確保」プロジェクト会議において、会議を重ね、平成25年4月、大東市障害者地域自立支援協議会より「障害者の総合的な就労支援と住まいの場の確保に関する提言」をとりまとめ、市に提出。 上記提言のうち、重点的に取り組むべき施策として、グループホーム等の設置促進するために、新築戸建に対し、補助制度を創設。本事業を活用して平成25年度に7名定員のグループホームが建設中。	平成26年度より制度を拡充し、新たに改修、増設、短期入所施設についても対象とした。 目標として、平成25、26年度2カ年の間に30人の利用者増（本施策で20人、公営住宅等の利用10人）	事業所向け説明会 申し込み募集 グループホーム建設		申し込み募集 効果の検証と制度の改善	

8. 医療に安心のまちづくり ～病院の水平連携～

【現状と課題】

◆安心できる地域医療体制の構築に向けて

全国的な医師不足が問題となる中、高齢者人口の増加に伴い医療需要は今後さらに増加していくことが予想されます。限りある医療資源の中で、必要な医療を確保するためには、医療機関相互の連携と適切な機能分担が不可欠です。

医師会はじめ様々な機関と連携・協力することにより、市民が安心して暮らすことのできる持続可能な地域医療体制の構築が求められています。

◆健康づくり体制の充実

市民が安心して充実した生活を営んでいくためには安定した医療体制の提供とともに、疾病予防に向けた健康管理や疾病の早期発見・早期治療につながる健(検)診体制の強化が必要となってきます。そのため、より多くの市民が気軽に健(検)診を受診できる環境の整備と各種健(検)診の受診率の向上に向けた取組が必要となっています。

【理念・目的】

- ①医師会と連携し、小児救急をはじめとする救急医療体制の充実を図る。
- ②健康診査及び検診の受診率を向上させるために、市内の医療施設の連携を図り、市民の健康維持に努める。

目標	行動計画	進捗状況 (平成25年度末時点)	今後の取組予定	平成26年度		平成27年度	
				前期	後期	前期	後期
子育て世代の人口流入を見据え、地域医療のあり方について関係機関との調整を踏まえて検討	地域医療の実状を考察し、必要に即した関係機関との調整と体制の整理	かかりつけ医の重要性や医療機関へのかかり方、救急時の対応方法など、医療体制に関する啓発を実施。 こども診療所の継続に向けて、医療スタッフの確保など、体制の構築を行った。	初期救急医療を中心とする医療体制について、空白時間帯の存在や夜間・休日診療のあり方などについて、医師会等と連携し、救急医療体制の充実に向けて取り組んでいく。 併せて、小児救急電話相談（#8000）の周知や啓発を強化することにより、地域住民の救急医療に対する理解と適正利用を促していく。	●	●	●	●
				医療体制の充実に向けた医師会との懇談			
健診の受診率向上に向けた取り組みを実践し、受診者数の拡大を推進	受診率向上に向けた方策の検討とその実践	「健康マイレージ」の開始や勧奨通知の送付、加えて健診の種類や受診方法等の周知の充実を図り、受診率向上に寄与。	<u>利便性の高い受診機会の提供に向け、複数の健診の同時受診の推進や、健診実施機関の拡充をすすめる。</u> <u>健診の意義や受診方法についての普及・啓発を積極的かつ継続的に行っていく。</u> <u>特に乳幼児健診に来所した保護者や出前講座をはじめ、他事業開催時に合わせて、マイレージの活用や受診勧奨を行う。</u> <u>また、国・府の補助事業を活用し、未受診対策や個別通知等の方法について検討・実施する。</u>	健康カレンダーや子育てガイドブック、ホームページ等による、小児救急電話相談など救急医療に関する周知と啓発の充実			
				かかりつけ医をもつことの重要性や適正な救急医療の利用について、健診や地域での集まりを通じて普及・啓発			
				健診実施機関の拡充や複数の健診の同時受診の推進など、受診しやすい体制づくり			
				健康マイレージの効果測定とその改善			
				がん制圧月間等を活用した啓発の強化			
				出前講座等を活用した健診の意義や受診方法の具体的な周知			
				がん検診対象者への個別通知による受診勧奨（勧奨通知の工夫）			

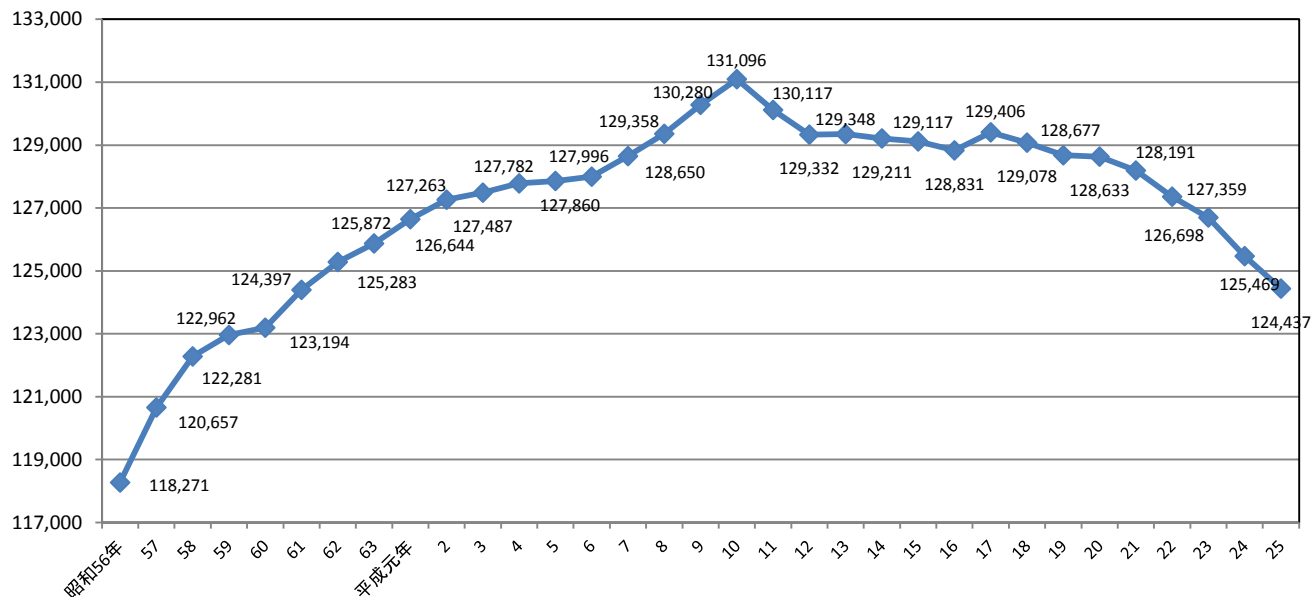
関連資料

1. 人口動向

■人口推移

本市は、高度経済成長期に人口が急増し、平成10年の約13万1千人をピークに減少傾向となった。その後、微増減を続けていたが、平成22年頃より減少が顕著となっている。

(人)



(大東市統計データ 各年12月31日現在)

中学校区名	人口			
	H10.12末	H25.12末	増減数	増減率
北条中学校区	13,450	11,121	-2,329	-0.21
深野中学校区	23,487	21,709	-1,778	-0.08
四条中学校区	14,828	12,425	-2,403	-0.19
住道中学校区	23,291	22,398	-893	-0.04
大東中学校区	12,437	11,355	-1,082	-0.10
諸福中学校区	11,390	12,028	638	0.05
谷川中学校区	14,392	15,069	677	0.04
南郷中学校区	15,616	18,332	2,716	0.15

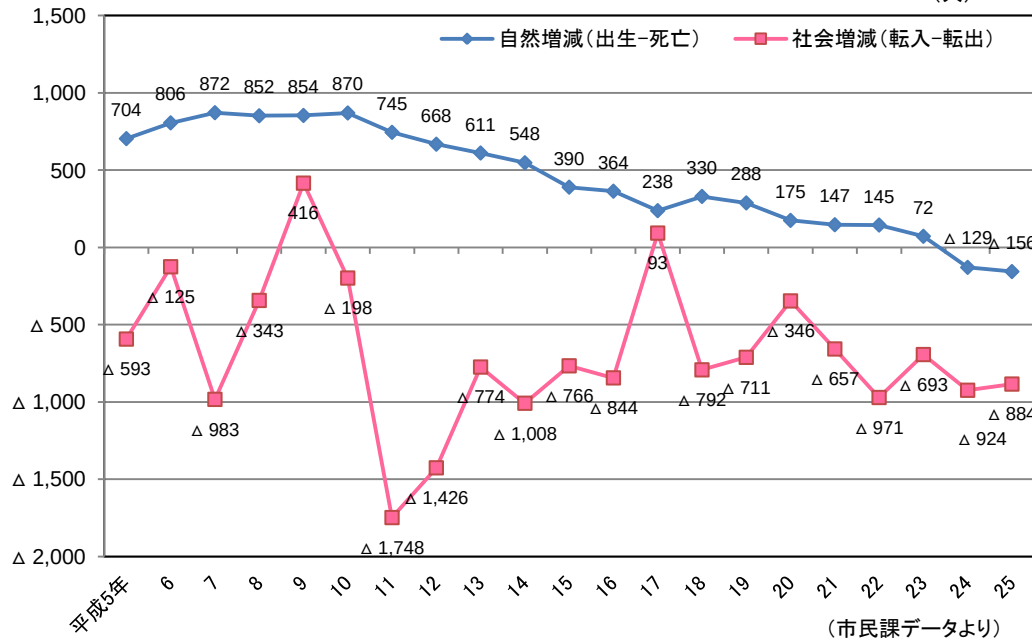
■中学校区別の人口推移 (平成10年→平成25年)

市の西部では人口は微増しているが、東部では減少している。

総計	128,891	124,437	-4,454	-0.04
----	---------	---------	--------	-------

(大東市統計データ)

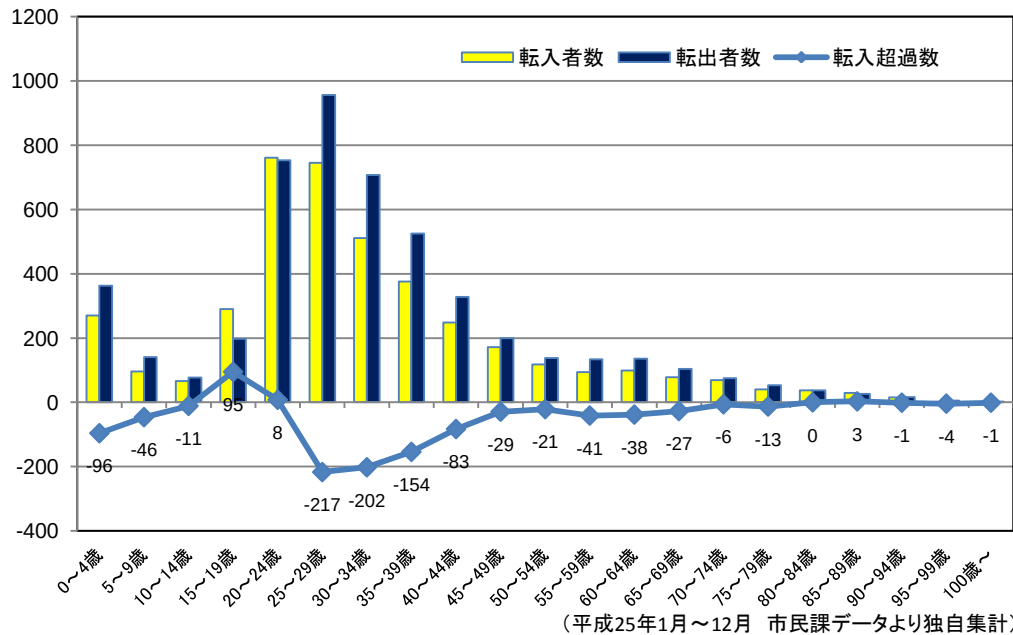
(人)



■ 自然増減・社会増減の推移

これまでの社会減に加え、自然減が人口減少を加速させている。

(人)

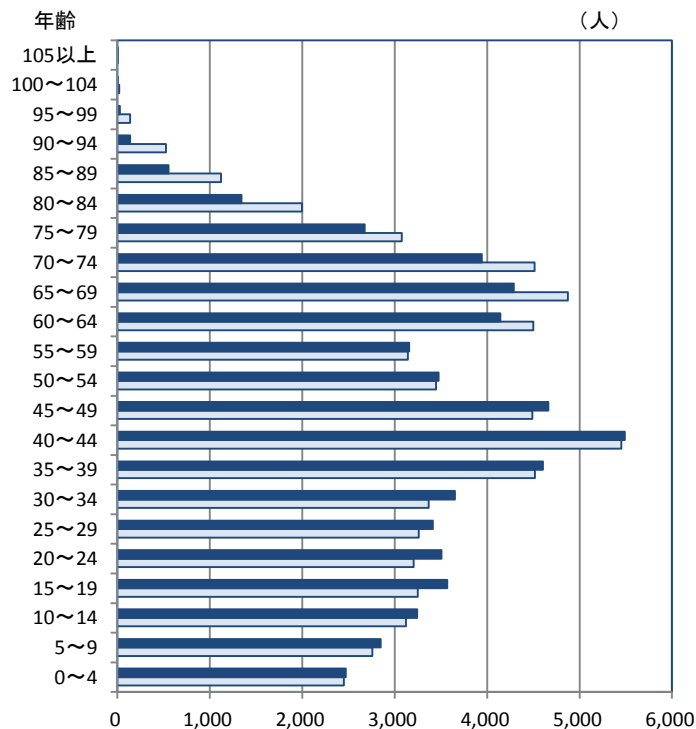


■ 年齢別転出入者数

25歳~44歳で転出者数が転入者数を大きく上回っており、若い世代の流出が顕著である。

■年代別人口構成

35～49歳、60歳代以上が多くなっている。



(住民基本台帳データより 平成25年12月末現在)

■転出先・転入元

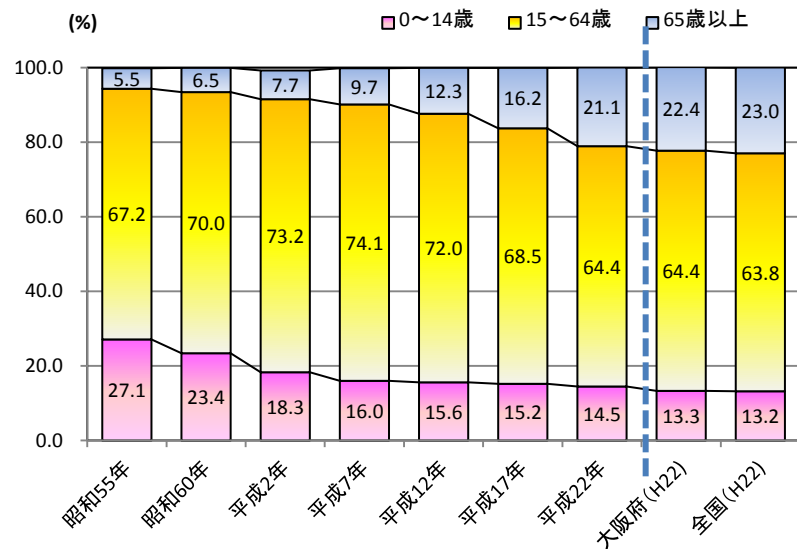
東大阪市・四條畷市・門真市など、隣接したエリアへの転出入が多い。

	転入者数	転出者数	転入—転出
枚方市	126	167	-41
交野市	70	98	-28
寝屋川市	136	183	-47
守口市	56	69	-13
門真市	223	254	-31
四條畷市	206	284	-78
東大阪市	573	690	-117
鶴見区(大阪市)	137	178	-41
その他大阪府内	924	1249	-325
計	2,451	3,172	-721

(H23年中 市民課調べ)

■年齢3区分別の推移

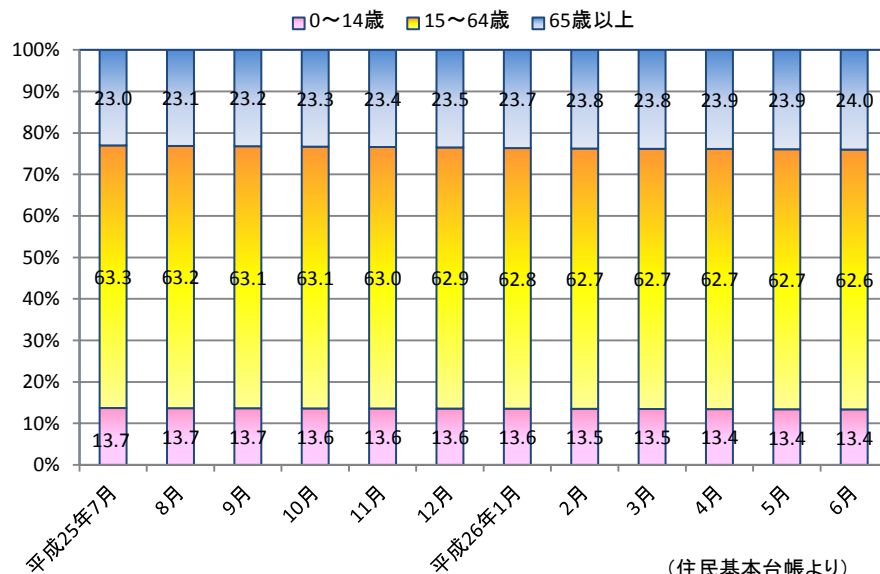
高齢化率は、大阪府・全国の値を下回っているものの、年々高まっている。



(国勢調査より)

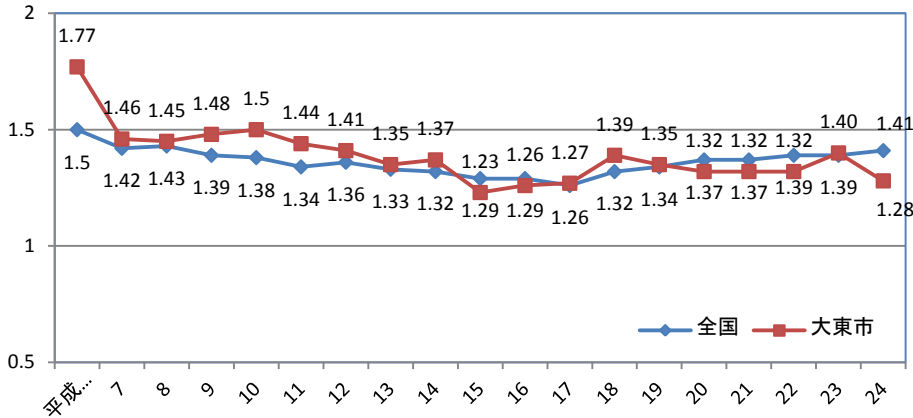
■直近の年齢3区分別の推移

僅かであるが、着実に高齢化率が高まっている。



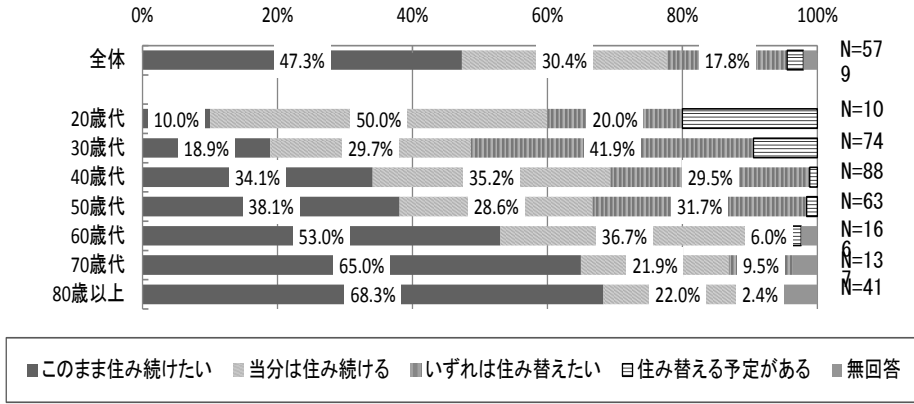
(住民基本台帳より)

■ 合計特殊出生率の推移
 全国に比して高い値が続いていたが、近年は、全国の値を下回っている。



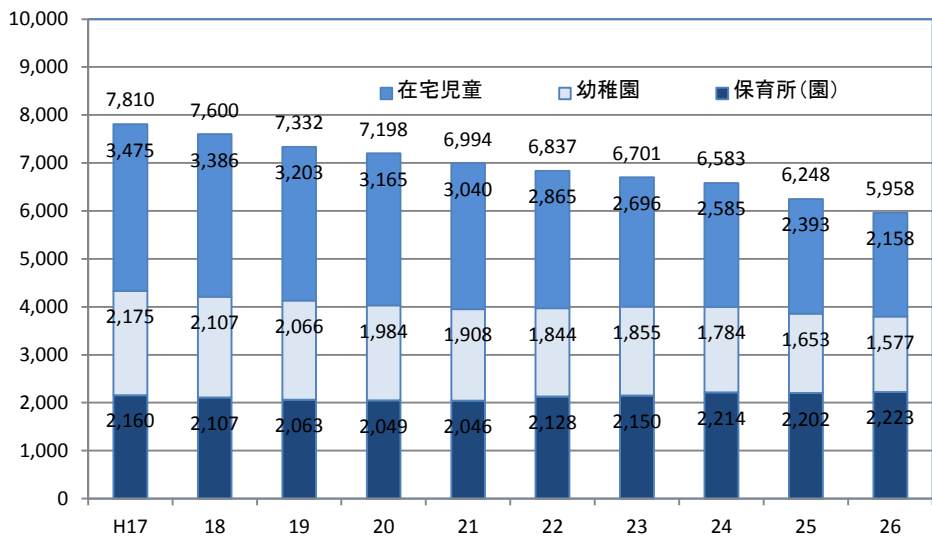
(全国は厚生労働省「平成24年 人口動態統計の年間推計」
 大東市は「子ども夢プランⅡ」及び市担当課)

■ 定住意向
 60歳以上はこのまま住み続ける意向が過半数を超えているが、50歳代以下では住み替えの意向・予定を持つとする回答が多い。特に、30歳代の住み替え意向は突出して高い。



(平成24年「大東市住まいと暮らしのアンケート調査」より)

■ 就学前児童数と保育所入所児童数の推移



(保育課資料・各年4月1日現在、幼稚園は5月1日現在)

■ 年齢別施設入所数

4月1日現在		26年度				
幼稚園は5月1日現在		児童数	保育所(園)	幼稚園	在宅児童	施設入所率
就学前児童数	0歳	903	124	0	779	13.7%
	1歳	952	353	0	599	37.1%
	2歳	977	432	0	545	44.2%
	3歳	1,052	441	437	174	83.5%
	4歳	1,009	433	547	29	97.1%
	5歳	1,065	440	593	32	97.0%
合計		5,958	2,223	1,577	2,158	63.8%

(保育課資料)

■全国学力・学習状況調査 大東市の概要

正答率では、大阪府および全国の値を下回るものの、授業改善により平成21年度時と比べると、子どもたちの理解度や意欲は伸びている。

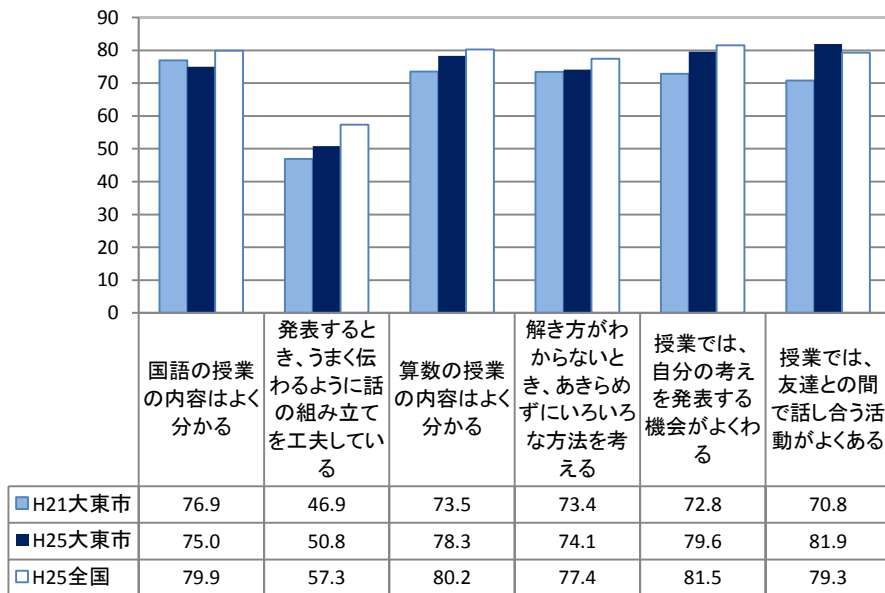
平成25年度結果（正答率）

【小学校】	国語A	国語B	算数A	算数B
大東市	59.2	44.8	73.0	53.7
大阪府（公立）	61.2	47.9	77.1	57.3
全国（公立）	62.7	49.4	77.2	58.4

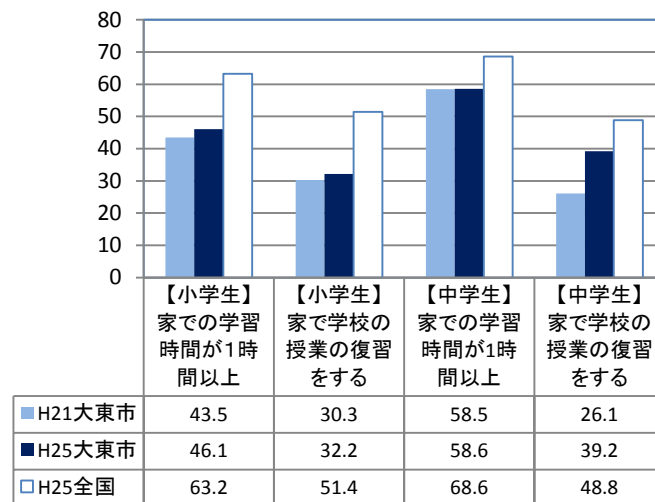
【中学校】	国語A	国語B	数学A	数学B
大東市	72.3	61.7	59.0	34.5
大阪府（公立）	73.3	63.0	61.7	38.8
全国（公立）	76.4	67.4	63.7	41.5

「授業改善」関連質問の比較

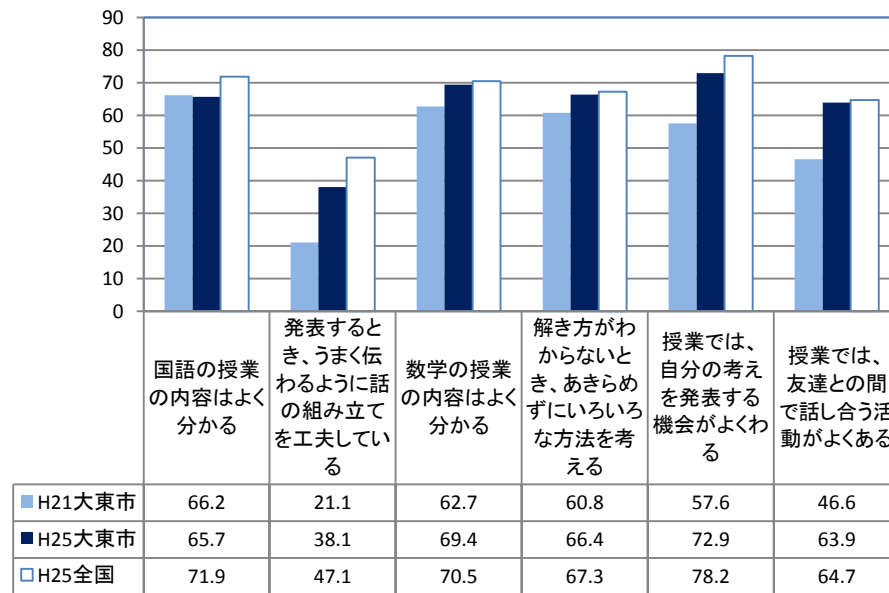
【小学校】



家庭学習時間・学校の宿題



【中学校】



■大阪府地震被害想定調査（H19年3月）より 大東市の被害想定

想定地震	①上町断層帯地震A	②生駒断層帯地震	③有馬高槻断層帯地震	④中央構造線断層帯地震	⑤東南海・南海地震
建物全半壊棟数	全壊 3,573 棟 半壊 5,366 棟 計 8,939 棟	全壊 13,566 棟 半壊 8,512 棟 計 22,078 棟	全壊 286 棟 半壊 714 棟 計 1,000 棟	全壊 38 棟 半壊 102 棟 計 140 棟	全壊 341 棟 半壊 820 棟 計 1,161 棟
炎上出火件数※	1（3）件	11（21）件	－ 件	－ 件	－ 件
死 傷 者 数	死 者 23 人 負傷者 1,832 人	死 者 445 人 負傷者 1,264 人	死 者 － 人 負傷者 202 人	死 者 － 人 負傷者 28 人	死 者 1 人 負傷者 246 人
り 災 者 数	30,937 人	81,010 人	3,521 人	494 人	3,362 人
避難所生活者数	8,972 人	23,494 人	1,022 人	144 人	975 人
ライフライン	停電件数	20,879 軒	47,794 軒	694 軒	99 軒
	都市ガス影響戸数	45 千戸	45 千戸	－	－
	水道断水人口	6 万人	10.9 万人	1.6 万人	0.4 万人
	電話不通	2,441 加入者	18,306 加入者	1,356 加入者	1,356 加入者

1. 想定地震 大阪府域への影響が考えられる内陸断層および東南海・南海地震について検討を行い、以下の5断層の地震を対象とした。

- ・直下型地震
 - ①上町断層帯地震
 - ②生駒断層帯地震
 - ③有馬高槻断層帯地震
 - ④中央構造線断層帯地震
- ・海溝型地震
 - ⑤東南海・南海地震

2. 想定地震発生時の条件 冬季の夕刻を基本とする。

※ 炎上出火件数は地震後1時間の件数。（ ）は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害・火災によるものの合計

※ 上町断層帯地震には、上町断層帯地震A(断層帯の北中部で揺れが大きいケース)と上町断層帯地震B(断層帯の南部で揺れが大きいケース)が想定されているが、本市に対する被害が大となるAを掲載した。

※なお、東南海・南海地震については下記のとおり南海トラフ地震の被害想定は報告されている。

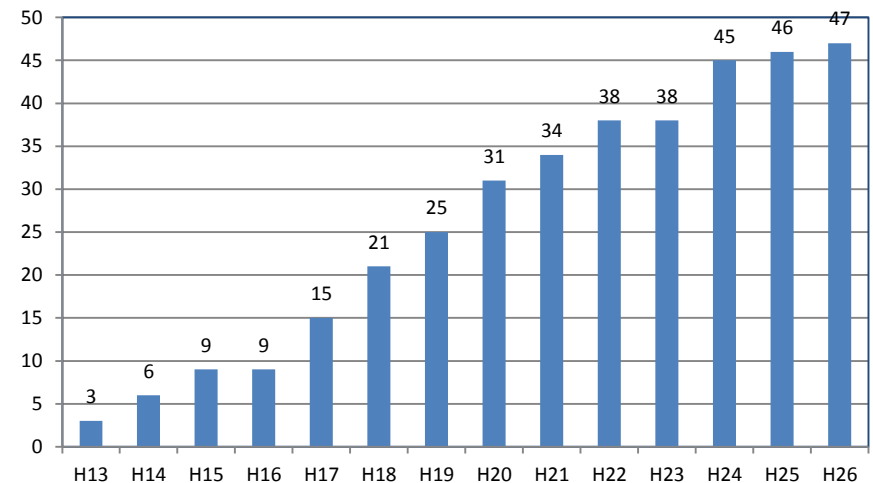
（大阪府自然災害総合防災対策検討報告書 資料）

■大阪府防災会議（平成26年1月）より 南海トラフ地震の大東市における被害想定

最大震度	帰宅困難者数	1日後避難者数	1日後断水率	津波
6弱	15,480人	7,274人	49.0%	津波被害を受けない

（南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料）

■自主防災組織の結成状況(結成年度別累計) 組織数は年々増加している。



■情報公開制度の運用状況

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
請求・申出件数		157(11)件	193(16)件	139(15)件
請求・申出数		21(10)件	26(14)件	26(13)件
処理状況	全面公開	33(7)件	46(6)件	50(8)件
	部分公開	112(4)件	106(10)件	62(5)件
	非公開	11(-)件	36(-)件	25(1)件
	取下げ	1(-)件	5(-)件	2(1)件
公開率		93(100)%	81(100)%	82(93)%

備考1. 公開率=(全面公開件数+部分公開件数)÷(総公開請求件数-取下げなどの件数)

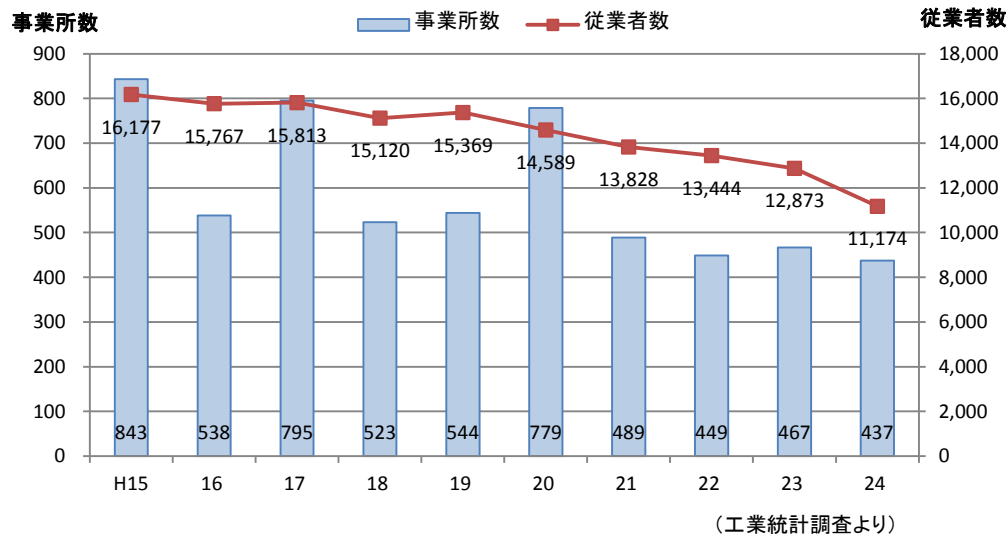
2. ()内は、請求および申出のうちの申出に関する数を表している。

(平成25年度「情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況」より)

■事業所数および従業者数

事業所数は平成21年度以降400代を推移している。

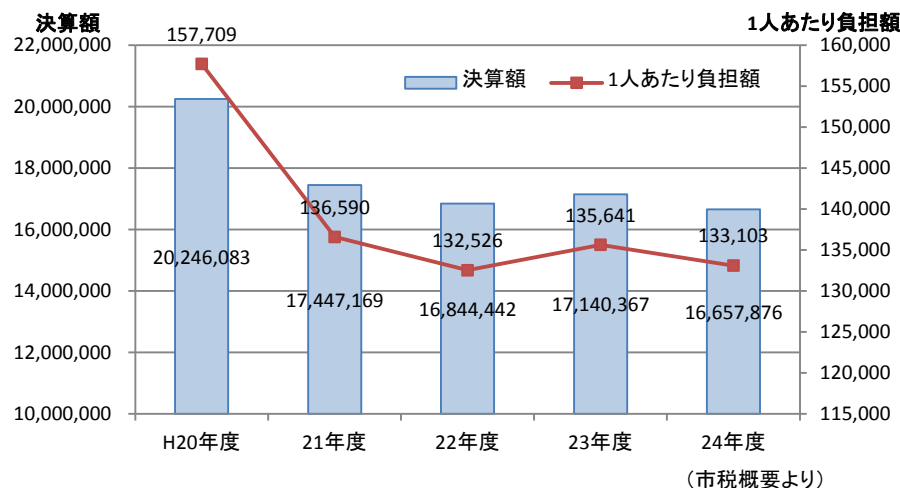
従業者数は、減少し続けている。



■パブリックコメント実施状況（平成25年度末累計）

- ・ 案件数 62件
- ・ いただいた意見数 663件

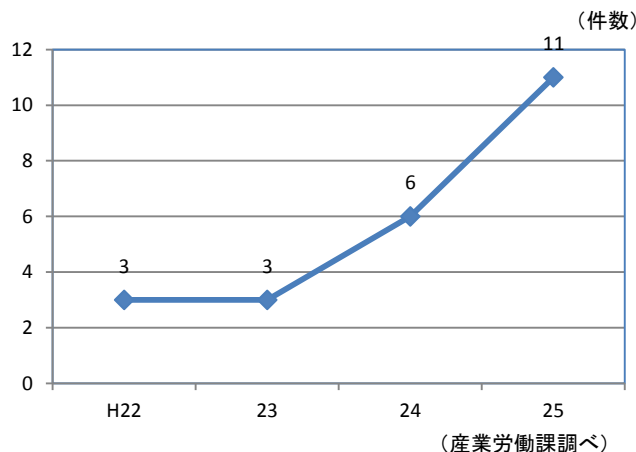
■市税の歳入決算額および市民1人あたり負担額（円）



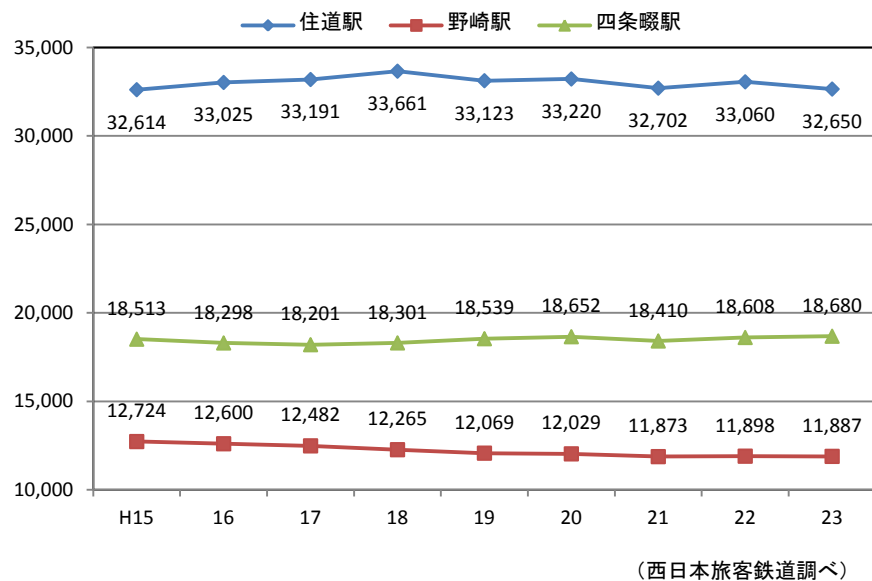
■企業立地促進補助金を活用した企業立地

企業立地促進補助金の新規交付件数は増加している。

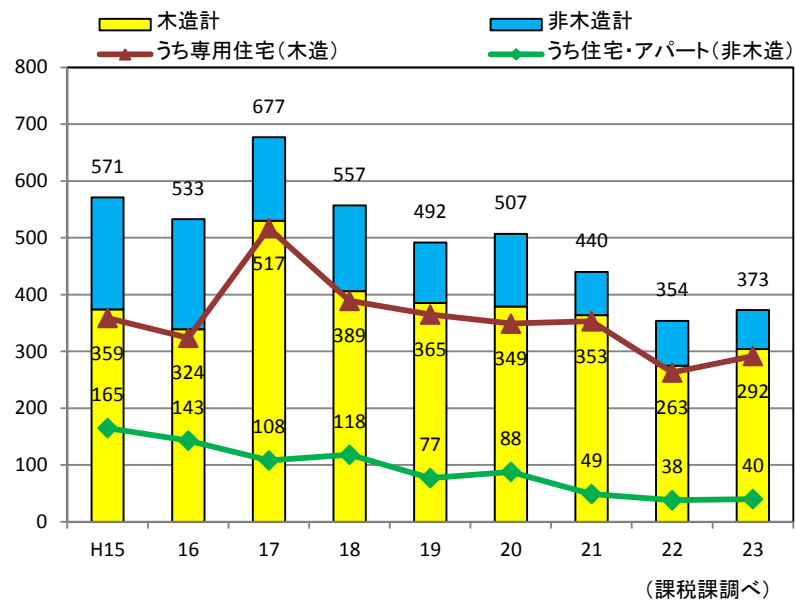
特に、条例を改正した平成25年度は交付件数が大幅に増えた。



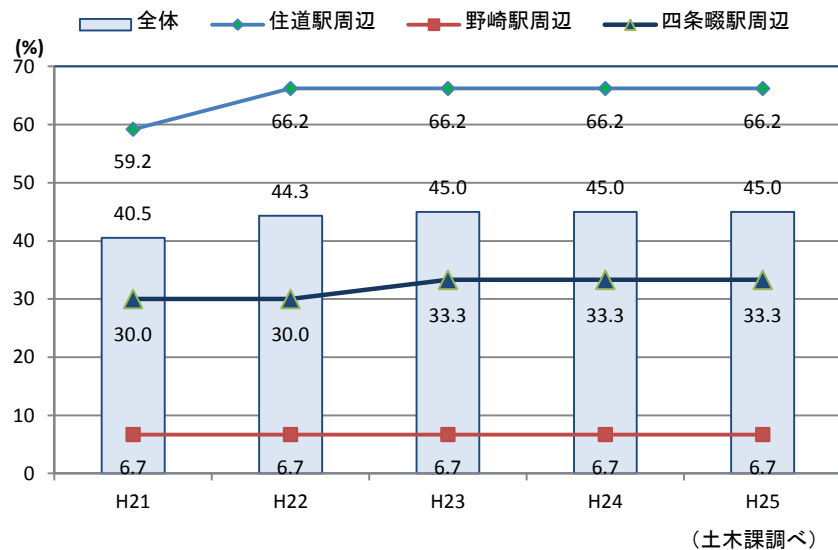
■ JR各駅乗客数



■ 新築住宅件数

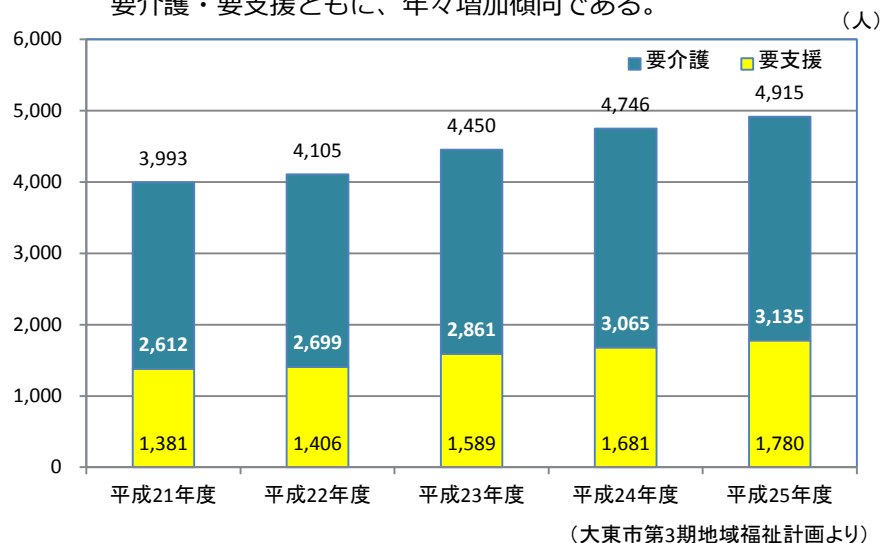


■ 交通バリアフリー進捗状況



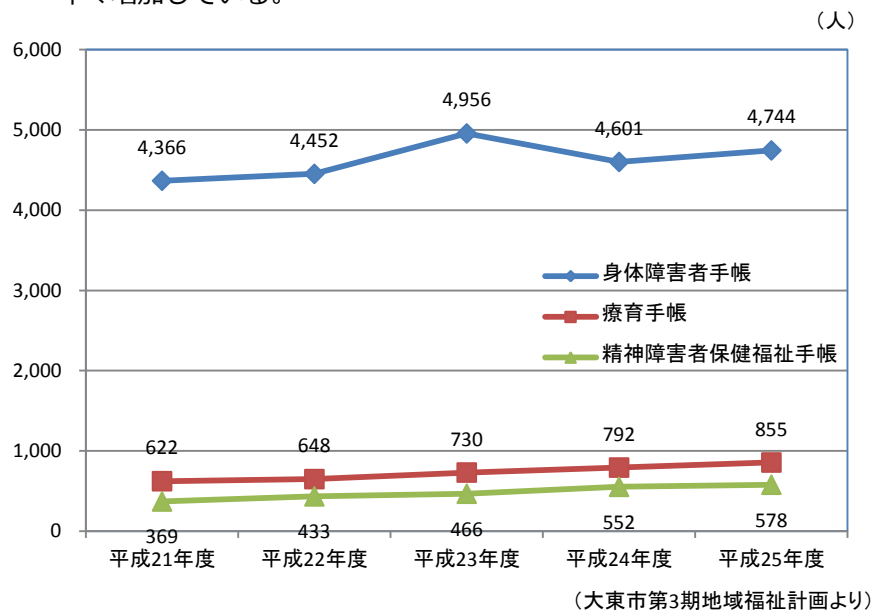
■要介護・要支援認定者の推移

要介護・要支援ともに、年々増加傾向である。



■障害者手帳所持者数の推移

新対象者手帳については、平成24年度に減少したが、全体的には増加傾向にある。療育手帳および精神障害者保健手帳については、年々増加している。



■生活圏域ごとの高齢者の状況

西部地域は認定者数が最も少なく、中部地域は、高齢者人口、高齢者世帯数ともに最も多い。

生活圏域	高齢者人口		65歳以上の高齢者がいる世帯数			認定者数
		構成比		高齢者のみの世帯数	単身高齢者世帯数	
西部	7,149	27.20%	5,186	3,181	1,797	1,215
中部	13,280	50.50%	9,523	5,902	3,295	2,204
東部	5,878	22.30%	4,364	2,805	1,730	1,241
合計	26,307	100.00%	19,073	11,888	6,822	4,660

※圏域

西部: 南郷・諸福・大東 中学校区

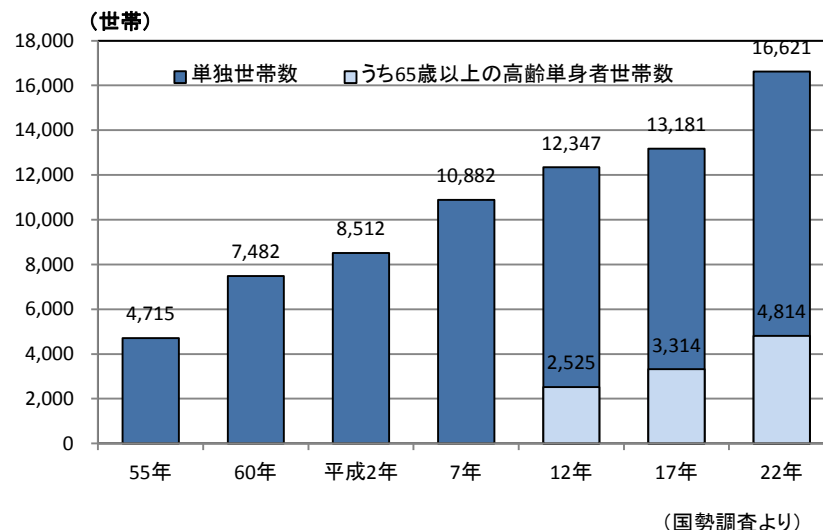
中部: 住道・深野・谷川 中学校区

東部: 四条・北条 中学校区

(大東市第5期総合介護計画より)

■高齢単独世帯の推移

65歳以上の高齢単身世帯数は年々増加しており、全世帯数の3割近くを占める。



■障害者施設数 (平成26年4月1日現在)

- ・通所施設数: 23箇所
- ・入所施設数: 2箇所
- ・グループホーム・ケアホーム数: 117箇所

(障害福祉課より)

■ 医療施設数

年 次	医 療 施 設 数				
	保健所 (府民健康プラザ)	病 院		診療所	歯科 診療所
		施 設	病 床		
15	1	5	1,395	77	51
16	1	5	1,393	84	48
17	1	5	1,393	83	49
18	1	5	1,393	80	49
19	1	5	1,393	84	53
20	1	5	1,393	85	54
21	1	5	1,284	86	55
22	1	5	1,260	84	56
23	1	5	1,260	84	58

(四條畷保健所調べ)

注 平成16年以降は管轄保健所の数値

(平成16年4月1日から大阪府四條畷保健所大東支所(大東府民健康プラザ)は大阪府四條畷保健所(本所)に統合された)

■ 健康診査の受診状況

(人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
胃がん	541	839	900
子宮がん	4,343	5,186	5,200
肺がん	311	273	300
乳がん	1,622	1,829	1,900
大腸がん	3,029	3,254	3,400
歯周疾患検診	1,152	1,204	2,000
骨粗しょう症検診	391	363	400
肝炎ウイルス検査	229	199	200

(大東市第5期総合介護計画より)

■ 特定健診受診状況

(%)

